

は じ め に

福井県では、障がい者や高齢者などを含むすべての人が、自らの意思で自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、交流することができる豊かで住みよい福井をつくるため、「福井県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

この条例は、福祉のまちづくりのための生活環境の整備、福祉のまちづくりに関する県民意識の高揚を施策の基本方針としています。

福祉のまちづくりを実現していくためには、不特定かつ多数の人が利用する施設について、障がい者や高齢者等に配慮した出入口、廊下、階段、エレベーターなどの整備をすることが必要です。

このたび、この条例に定められている整備基準の内容について、施設の事業者、設計者をはじめ、広く県民の皆様により深くご理解いただけるよう「施設整備マニュアル」を作成しました。

この「施設整備マニュアル」を、施設整備をするにあたり有効にご活用していただくとともに、県民一人一人が福祉のまちづくりについての理解を深め、自ら進んで福祉のまちづくりに積極的に取り組んでいただけるよう、より一層のご協力をお願いします。

I 福井県福祉のまちづくり条例のあらまし

(前文)

障がい者や高齢者等を含むすべての人が、自らの意思で自由に行動し、社会に参加し、交流することができるよう、県民一人ひとりが福祉のまちづくりに取り組み、障がい者や高齢者などの活動を制限している障壁を取り除くことが必要である。

わたしたちは、自ら進んで福祉のまちづくりに取り組むことを決意して、この条例を制定する。

1 目的（第1条）

福祉のまちづくりに関し、県、市町、県民、事業者の責務を明らかにし、基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする。

2 定義（第2条）

①障がい者、高齢者等、②公益的施設、③事業者について定義した。

3 県、市町村、県民および事業者の責務（第3条～6条）

福祉のまちづくりを実現するための県、市町、県民、事業者それぞれの責務を明確に規定する。

4 利用の妨げとなる行為の禁止（第7条）

何人も、整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

5 施策の基本方針（第8条）

生活環境の整備と県民意識の高揚の基本方針に基づき、施策を総合的に推進する。

6 福井県福祉のまちづくり推進協議会の設置（第9条）

福祉のまちづくりに関する推進計画等を審議するため、事業者、障がい者・高齢者等、行政機関などで組織する福井県福祉のまちづくり推進協議会を設置する。

7 情報の提供、学習機会の拡充等のソフト施策（第10条～12条）

県民に対し、情報の提供、学習機会の拡充、ボランティア活動の促進などに努めるとともに、事業者に対し必要な技術的指導および助言を行う。

8 財政上の措置（第13条）

福祉のまちづくりに関する施策に必要な財政上の措置に努める。

9 公益的施設の整備（第14条～16条）

- ・ 事業者は、公益的施設を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備基準に適合させるよう努めなければならない。（第14条）
- ・ 整備基準に適合しているときは、機能の維持に努めなければならない。（15条）

- ・整備基準に適合しているときは、適合証を交付する。（16条）

10 特定施設の整備(第17条～25条)

・整備基準の遵守(第17条)

特定施設(公益的施設のうち、重要なもの)の新築等をしようとする者は、当該部分について整備基準を遵守しなければならない。

・届出(第18条)

新築等をしようとするときは、あらかじめ、内容を知事に届出なければならない。

・指導および助言(第19条)

届出された内容が、整備基準に適合していないときは、必要な指導および助言をすることができる。

・工事完了の届出、完了検査(第20条～21条)

工事が完了したときは、その旨の届出を求め、整備基準に適合しているかどうかの検査を行い、適合している場合には適合証を交付する。

・勧告(第22条)

届出をしないで工事に着手した者、指導および助言に従わない者、事前の届出内容と異なる工事を行った者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

・公表(第23条)

勧告に従わない者に対し、氏名等を公表することができる。

・立入調査(第25条)

条例の施行の限度において、立入調査ができる。

11 既存特定施設の適合状況の報告等（第24条）

事業者は、既存特定施設の整備基準への適合状況を調査し、把握に努める。知事は、特に必要がある場合は、適合状況について報告を求めることができ、報告があった場合、整備基準に適合していないときは、施設の構造等を勘案して、必要な指導および助言を行うことができる。

12 国等に関する特例(第26条)

国、地方公共団体等については、届出等の規定は適用しない。

ただし、必要がある場合は、報告を求め、要請を行うことができる。

13 公共車両等の整備（第27条）

公共車両等の所有者は、公共車両等について、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備や配慮に努めなければならない。

（施行期日）

平成8年11月1日から施行する。ただし、施設等の整備の規定は、平成9年4月1日から施行する。

Ⅱ 条例の整備対象施設

1 公益的施設

公益的施設とは、建築物、道路、公園などの不特定かつ多数の者が利用する施設およびこれに準ずる施設をいいます。（下表の左欄に掲げる施設）

2 特定施設

特定施設とは、公益的施設のうち福祉のまちづくりのための生活環境の整備を進める上で重要な施設をいいます。（下表の右欄に掲げる施設）

区 分	公 益 的 施 設		特 定 施 設
建築物	1. 官公庁施設		すべてのもの
	2. 医療施設（病院・診療所）		すべてのもの
	3. 社会福祉施設		すべてのもの
	4. 商業施設	① 物品販売業・物品賃貸業を営む店舗	用途面積が500㎡超
		② 飲食店	用途面積が300㎡超
		③ 理容所・美容所	用途面積が150㎡超
		④ サービス業を営む店舗 （質屋・クリーニング店・旅行代理店等）	用途面積が500㎡超
	5. 娯楽施設（マージャン店・ぱちんこ店・ゲームセンター・カラオケボックス等）		用途面積が1,000㎡超
	6. 文化施設（図書館・博物館・公民館等）		すべてのもの
	7. 体育施設（体育館・ボウリング場・スケート場・水泳場等）		用途面積が1,000㎡超
	8. 宿泊施設（ホテル・旅館）		用途面積が1,000㎡超
	9. 教育施設（学校・専修学校・各種学校・自動車教習所）		すべてのもの
	10. 公共交通機関施設（駅・バスターミナル・空港等）		すべてのもの
	11. 集会施設（集会場・公会堂）		用途面積が200㎡超
	12. 興行・展示施設（劇場・映画館・演芸場・観覧場・展示場等）		用途面積が1,000㎡超
	13. 環境衛生施設	① 公衆浴場	用途面積が1,000㎡超
		② 公衆便所・火葬場	すべてのもの
	14. 駐車施設（路外駐車場）		駐車面積が1,000㎡超
	15. 公益事業施設（郵便局・ガス・電気・電気通信）		すべてのもの
	16. 金融機関施設（銀行等）		すべてのもの
17. 事務所（用途面積が3,000㎡を超えるもの）		すべてのもの	
18. 工場（用途面積が5,000㎡を超えるもの）		すべてのもの	
19. 共同住宅等（共同住宅・寄宿舍で用途面積が1,500㎡を超えるもの）		すべてのもの	
道 路	1. 道路		すべてのもの
公園等	1. 都市公園・港湾緑地・動物園・植物園・遊園地		すべてのもの
駐車場	1. 建物以外の路外駐車場		駐車面積が1,000㎡超

1 整備基準

整備箇所		整備基準の概要
建築物	外部出入口	幅、戸の構造、段差解消
	内部出入口	幅、戸の構造、段差解消
	廊下等	表面、幅、経路の構造、傾斜路、誘導用床材、手すり
	階段	手すり、回り段の禁止、表面、踏面の識別、注意喚起用床材
	エレベーター	障害者用エレベーター、乗降ロビー
	便所	車いす使用者用便所、洗面所、小便器、障害者用便房
	駐車場	車いす使用者用駐車区画、通路
	敷地内通路	表面、経路の構造、誘導用および注意喚起用床材
	カウンター等	高さ、下部空間
	公衆電話台	高さ、下部空間
物	案内標示	表示方法、点字表示、車いす使用者用便所の位置表示
	浴室・シャワー室	手すり、水栓器具
	客室	床面、床面積、車いす使用者用便所、浴室
	観覧席	車いす使用者席、通路、表面
改札口	幅、段差解消	
道路	歩道	幅員、歩車道分離、表面、段差解消、排水溝 誘導用および注意喚起用床材
公園等	出入口	幅員、表面、段差解消
	便所	車いす使用者用便所、小便器
駐車場	駐車場	車いす使用者用駐車区画、通路
	園路	幅員、表面、排水溝、縦断こう配
駐車場	案内標示	表示方法、点字表示、車いす使用者用便所の位置表示
	出入口	幅員、戸の構造、段差解消
駐車場	駐車場	車いす使用者用駐車区画、通路

整備基準が適用されるのは、施設を利用する不特定かつ多数の者が利用する部分です。施設の従業員などの特定の者が利用する部分などについては、整備基準は適用されません。

特定の者が利用する部分
(整備対象外)

不特定かつ多数の者が利用する部分
(整備対象)

△居室出入口

は整備基準が適用される
整備箇所を示す

建物出入口

敷地内通路

廊下

便所

EV

ホール

駐車場出入口

敷地内通路

駐車場

車いす使用者用駐車区画

1 F

IV 出入口、廊下等の基準寸法の考え方

幅員	基本となる寸法の考え方	備考
80cm	車いすが通過できる寸法	JIS規格寸法 ・手動車いすの全幅 70cm以下 ・電動車いすの全幅 70cm以下
90cm	車いすで通過しやすい寸法 通路を車いすで通行できる寸法	
120cm	通路を車いすで通行しやすい寸法 人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法 松葉つえ利用者が円滑に通過できる寸法	
140cm	車いすが転回(180°方向転換)できる寸法	
150cm	車いすが回転できる寸法 人と車いすがすれ違える寸法 松葉つえ利用者が円滑に上下できる階段幅の寸法	
180cm	車いすが回転しやすい寸法 車いす同士が行き違いやすい寸法	

(参考)上記の元となっている寸法体系

○…利用が可能である寸法
◎…利用が容易である寸法

	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	210
車いすが通過	○—◎											
松葉つえで通過					◎							
車いすで通行		○—◎										
松葉つえで通行					◎							
車いすと人のすれ違い					○—◎							
車いすが方向転換							○—◎					
車いす同士のすれ違い										◎		
車いすが回転								○—◎				
松葉つえで階段を昇降					○—◎							

整備マニュアルの見方

1 整備基準(太字:ゴシック)

「福井県福祉のまちづくり条例」の施行規則で定めたもので、障がい者や高齢者等が安全かつ円滑に利用できる整備内容を規定したものです。

2 誘導基準(●)

ハートビル法の利用円滑化誘導基準の内容の主な部分を、望ましい整備内容として示しています。

3 設計上の参考(・)

設計上参考となる事項を、福井県福祉環境整備指針等を基に望ましい整備内容として示しています。

4 備 考

「整備基準」や「設計上の参考」の内容を補足、解説したものです。

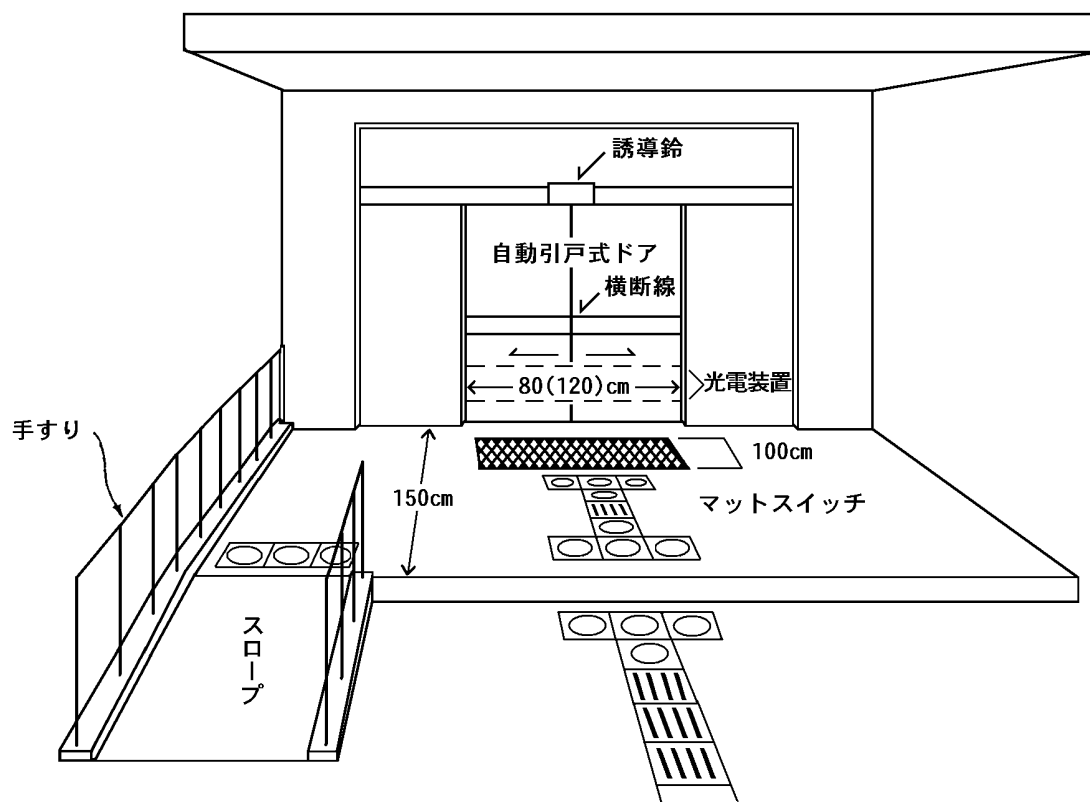
5 図・イラスト

図・イラストにより、例として具体的なイメージを表しています。

1 外部出入口

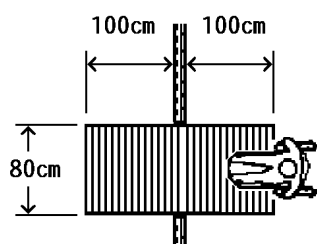
項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
幅	公益的施設を利用する不特定かつ多数の者（以下「利用者」という。）の用に供する出入口であって直接地上または駐車場に通じるもの（以下「外部出入口」という。）のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造であること。 (一) 幅は、内法が80cm以上であること。 ● 90cm以上(1以上の直接地上へ通じる出入口は120cm以上)とすること。	・ 80cmは車いすが通過できる寸法
戸の構造	(二) 戸を設ける場合にあつては、自動的に開閉する構造の戸または車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過することができる構造の戸であること。 ● 直接地上へ通じる出入口のうち1以上は、幅120cm以上であり、又、自動的に開閉する構造かつその前後に高低差がないこと。	・ 車いす使用者が通過できない構造の回り扉等を禁止している。
段差解消	(三) 床面には、通行の際に支障となる段差が設けられていないこと。	・ 高低差が1 cm程度で車いす使用者に支障とならないもの。
(設計上の参考) ・ 自動ドアの感知域は、マット式の場合も赤外線感知式の場合も100cm以上とし、床面から20cmと60cm程度の位置に安全用光電装置を設ける。 ・ 自動ドアの開閉速度は、車いす使用者の通行にも支障のない速度とし、戸の開放時間も十分に確保する。 ・ 自動ドアの場合には、非常用として手動式外開きドアを併設する。 ・ ガラスなど透明な材質の戸は、衝突防止のため、床面から50cm程度の位置に幅20cm程度の色付けをする。 ・ 二重ドアの場合には、その間隔を200cm以上とする。 ・ 玄関扉の上に盲人用誘導鈴を設ける。 ・ ドアの外側には、雨よけとしてひさしを設ける。 ・ 床面は、滑りにくい仕上げとする。 ・ ドアの内外には、150cm×150cm以上の水平面を設ける。 ・ 玄関マットを敷く場合は、埋込式とする。		

外部出入口の例

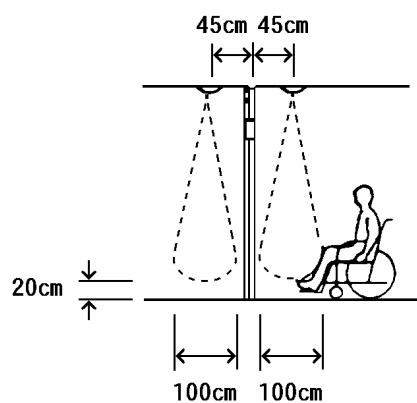


自動ドア感知方式の種類

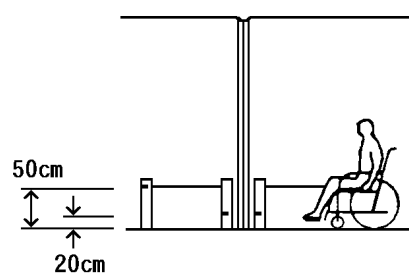
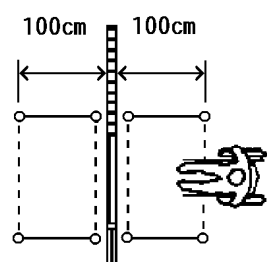
・ マットスイッチ（床面感知）の例



・ 超音波スイッチ（音波感知）の例



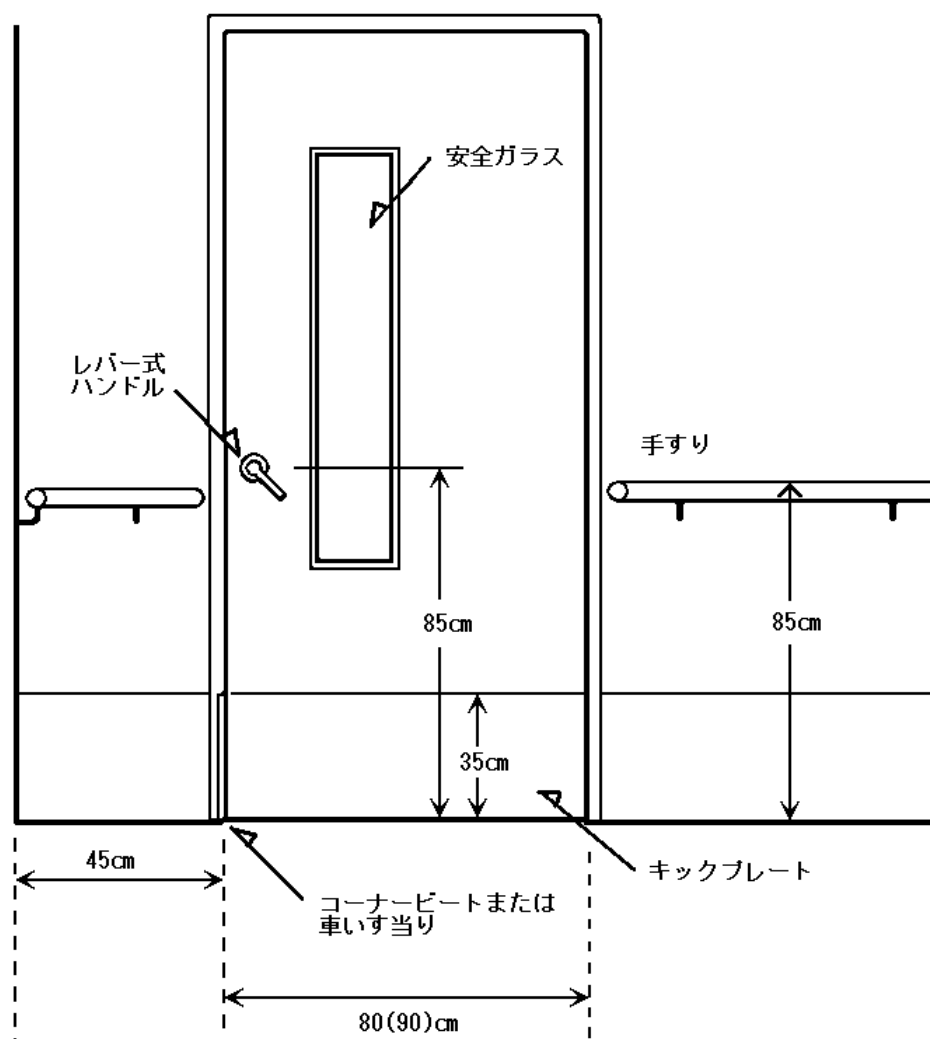
・ 光線スイッチ（光線感知）の例



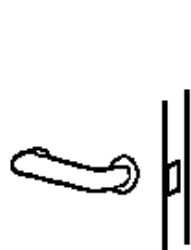
2 居室の出入口

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
幅	利用者の用に供する各居室の出入口（共同住宅等にあつては、共用のものに限る。以下「居室出入口」という。）のうちそれぞれ1以上は、前項に定める構造（教育施設（特別支援学校を除く。次項および4の項において同じ。）または床面積の合計が2,000㎡未満（共同住宅等にあつては、5,000㎡未満）の建築物の直接地上に通じる出入口がない階の居室出入口にあつては、前項（一）および（三）に定める構造）であること。 ● 幅は、90cm以上とすること。	・10ページ参照
戸の構造	● 廊下等を開く戸は、高齢者、身体障がい者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。	
（設計上の参考） ・戸の形式は、上つり式、引き戸、開き戸の順によい。 ・開き戸の場合には、開閉スペースを設ける。 ・引き戸は、軽い材質のものとし、敷居を設けないために上つり式とする。敷居を設ける場合は、段差を設けず、レールを埋込型とする。 ・ドアハンドルは、引き戸の場合は棒状ハンドル、開き戸の場合は棒状またはレバーハンドルとし、床面から85cm程度の高さとする。 ・ドアの両面には、床面から35cm程度までキックプレートを設ける。 ・ガラスなど透明な材質の戸は、衝突防止のため、床面から150cm程度の位置に、幅20cm程度の色付けをする。		

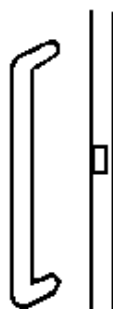
開き戸の例



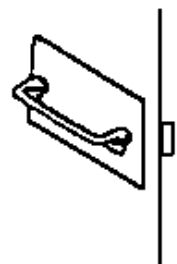
ドアの取っ手の仕様例



レバーハンドル



棒 状

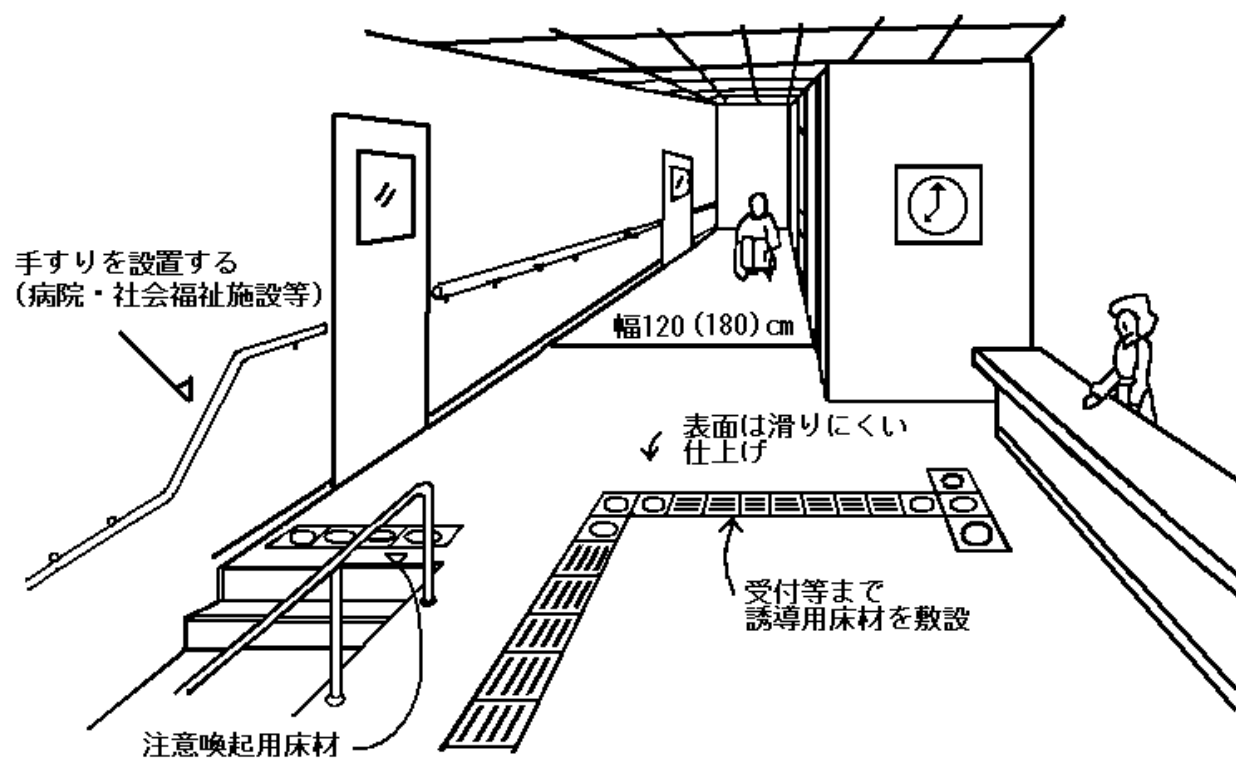


パニックバー

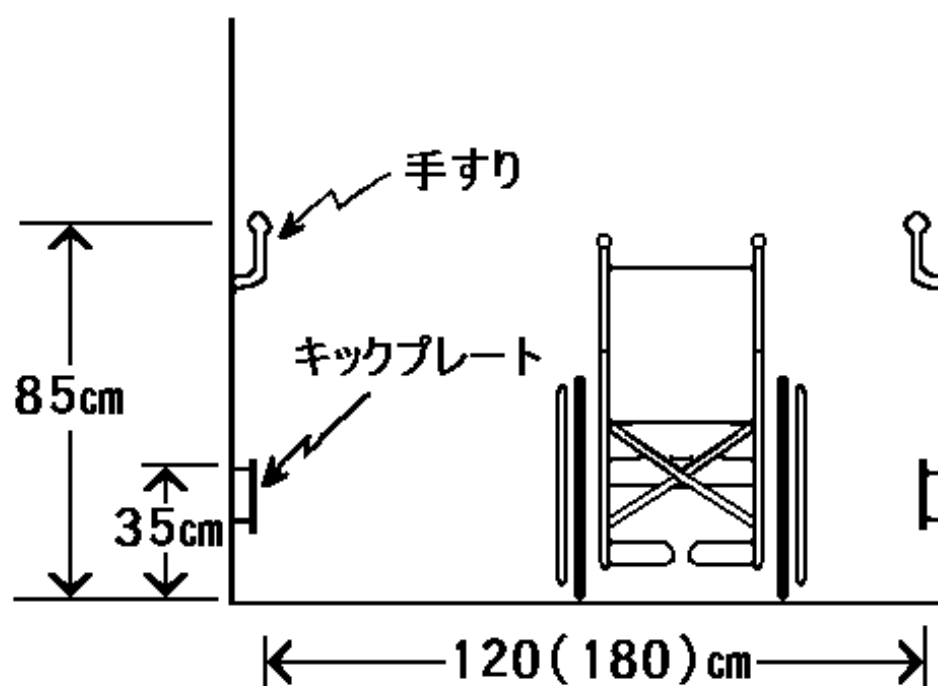
3 廊下等(ロビー、ホール、傾斜路、エレベーターの乗降ロビーを含む。)

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
表面の仕上 段 経路の構造 (幅) (車いすの転回スペース) (傾斜路・踊場・昇降機) (出入口等の水平) 傾斜路(幅) (こう配)	利用者の用に供する廊下等(共同住宅等にあつては、共用のものに限る。以下同じ。)は、次に定める構造であること。 (一) 表面は、滑りにくい仕上げであること。 (二) 段を設ける場合にあつては、次項に定める階段の構造に準じたものであること。 (三) 外部出入口(1の項に定める構造であるものに限る。以下同じ。)のそれぞれから居室出入口(前項に定める構造であるものに限る。以下同じ。)に至る経路のうちそれぞれ1以上の経路にある廊下等(5の項(二)に定める構造のエレベーターを設ける場合にあつては、当該エレベーターの出入口に至る廊下等を含む。)にあつては、次に定める構造(教育施設または床面積の合計が2,000㎡未満(共同住宅等にあつては、5,000㎡未満)の建築物の直接地上に通じる出入口がない階の廊下等にあつては、(1)および(4)に定める構造)であること。 (1) 幅は、内法が120cm以上であること。 ● 180cm以上(末端の付近及び区間50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない部分を設ける場合にあつては、140cm以上)とすること。 (2) 末端付近は、車いすの転回に支障がない構造であること。 (3) 区間が50mを超える場合にあつては、50m以内ごとに車いすが転回することができる部分が設けられていること。 (4) 高低差がある場合にあつては、(四)に定める構造の傾斜路または車いす使用者用特殊構造昇降機(専ら車いす使用者の利用に供する昇降機をいう。以下同じ。)が設けられていること。 (5) 外部出入口、居室出入口および5の項(二)に定める構造のエレベーターの出入口ならびに車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路に接する部分は、水平であること。 (四) 廊下等に設けられる傾斜路は、次に掲げる構造であること。 (1) 幅は、内法が120cm以上(段を併設する場合にあつては、90cm以上)であること。 ● 150cm以上(段を併設する場合にあつては、120cm以上)とすること。 (2) こう配は、12分の1(高低差が16cm以下である場合にあつては、8分の1)を超えていないこと。 ● 勾配は12分の1を超えないこと。	・ 22ページ参照 ・ 24ページ参照 ・ 120cmは人(横向き)と車いすがすれ違いができ、松葉つえ利用者が円滑に通過できる寸法 ・ 90cmは傾斜路を車いすで通行できる寸法

廊下等の全体例

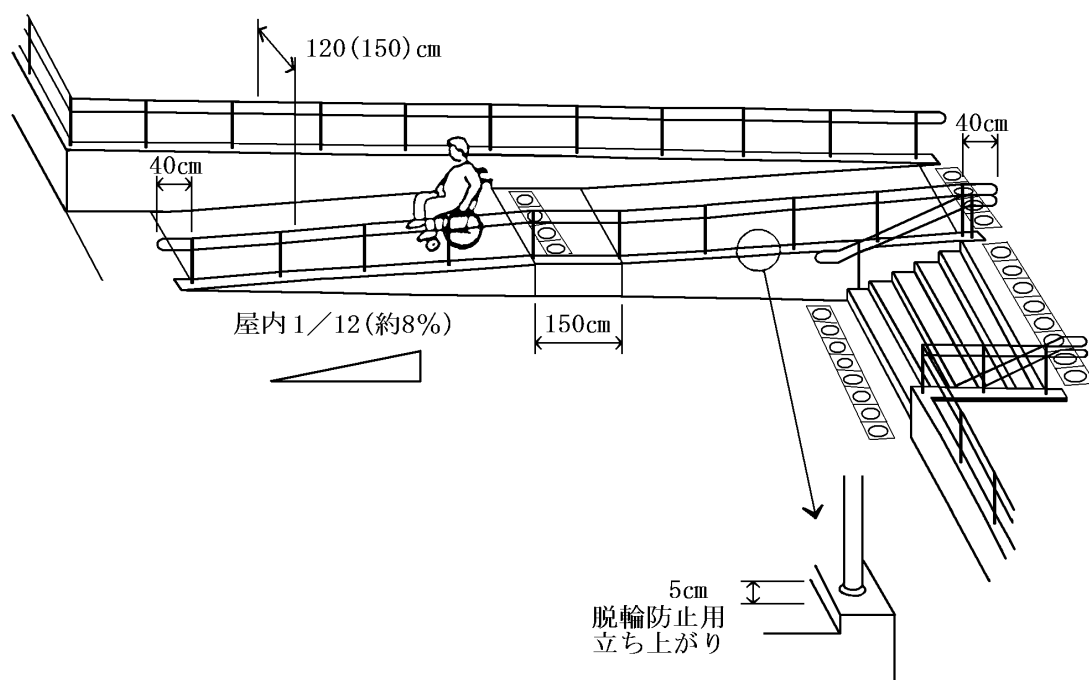


廊下(断面図)の例

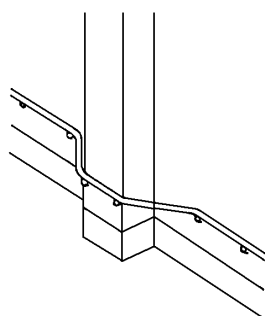


項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
(踊場)	(3) 高低差が75cmを超える場合にあっては、75cm以内の高低差ごとに踏幅が150cm以上の水平な部分が設けられていること。 ● 敷地内通路の傾斜路の高低差が75cmを超える場合（勾配が20分の1を超える場合）にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	
(手すり)	(4) 傾斜している部分には、手すりが設けられていること。 ● 高さが16cmを超える傾斜路には、両側に手すりを設けること。	
(傾斜路の識別) (視覚障がい者注意喚起用床材)	(5) 傾斜している部分は、色等により傾斜していることが識別しやすいものであること。 (6) 傾斜している部分の上端付近には、視覚障がい者の注意を喚起するための床材（色等により周囲の床材と識別しやすいものに限る。以下「注意喚起用床材」という。）が敷設されていること（教育施設または共同住宅等の直接地上に通じる出入口がない階に傾斜路を設ける場合を除く。）。	・「注意喚起用床材」の色は、黄色を原則とする。
視覚障がい者誘導用床材	(五) 人または標識により視覚障がい者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）を設ける場合にあっては、1の項に定める構造の直接地上に通じる出入口のうち1以上のものから受付等に至る廊下等には、視覚障がい者を誘導するための床材（色等により周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）が敷設され、または音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置が設けられていること（常時勤務する者により当該出入口において視覚障がい者を誘導できる場合その他視覚障がい者の誘導上支障がない場合を除く。）。 ● 道等から案内設備までの主たる経路を「視覚障がい者利用円滑化経路」とする。	・「受付等」には、点字の案内板等も含まれる。 ・「誘導用床材」の色は、黄色を原則とする。 ・「常時勤務する者により…」とは、ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能な場合等が該当する。
手すり	(六) 社会福祉施設（専ら障がい者または高齢者が利用するものに限る。6の項および12の項において同じ。）および医療施設にあっては、手すりが設けられていること。	
突出部	● 廊下等に突出部を設ける場合には、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	

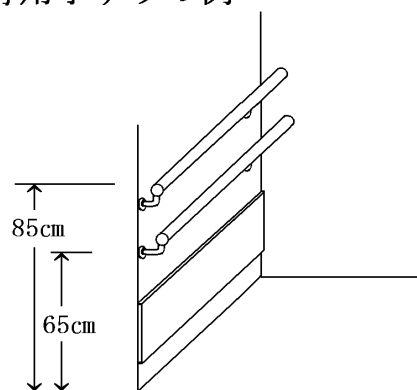
傾斜路の例



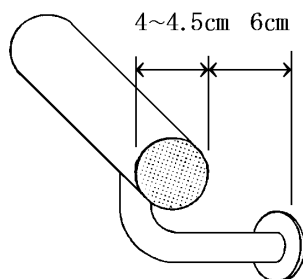
手すり（連続的な設置）の例



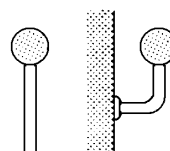
誘導用手すりの例



形状例



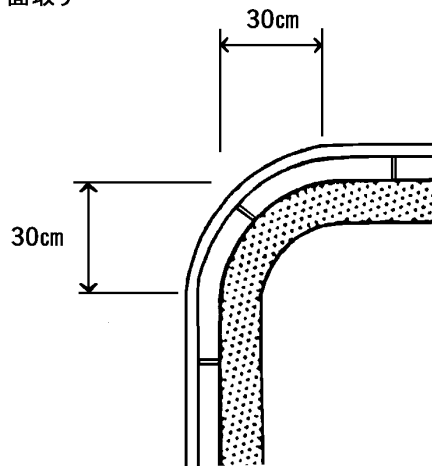
取付形状例



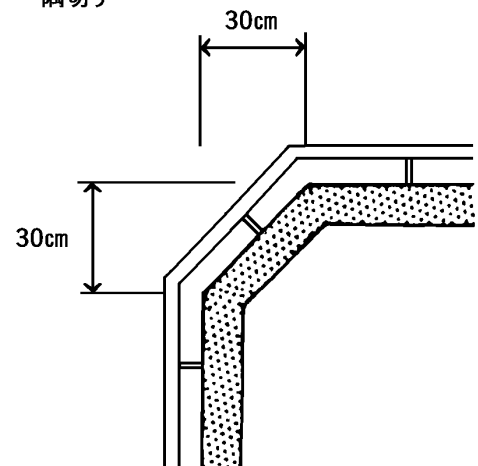
休憩用設備	● 高齢者、身体障がい者の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。	
(設計上の参考) ・ 曲がり角は30cm以上の隅切りをつけるか、できるだけ大きい曲面の面とりとする。 ・ 柱、消火栓などが突出しないようにする。突出した場合は、曲がり角に準じて隅切りか面取りをつける。 ・ 必要に応じて、床面35cm程度までキックプレートを設ける。 ・ 傾斜路の上端と下端に150cm以上の水平面を設ける。 ・ 傾斜路の両側には、車いすの脱輪などを防止するため、5 cm以上の立上りを設ける。 ・ エレベーター、電話などにも誘導用床材を延長する。 ・ 手すりは、可能な限り連続したものとする。 ・ 手すりの高さは、85cm程度とする。ただし、小児がよく利用する施設にあっては65cm程度のものを併設する。 ・ 手すりは、握りやすい形状、寸法とする。 ・ 手すりと壁とのすきまは6 cm程度とし、手すりの下側から支持する。 ・ 傾斜路、階段などに設置する手すりは、始端、終端を40cm程度水平に延長する。 ・ 手すりの端部は、下方または壁側に曲げるか、丸みを持たせるなど安全性に配慮し、誘導用の点字表示を設ける。		

曲がりの例

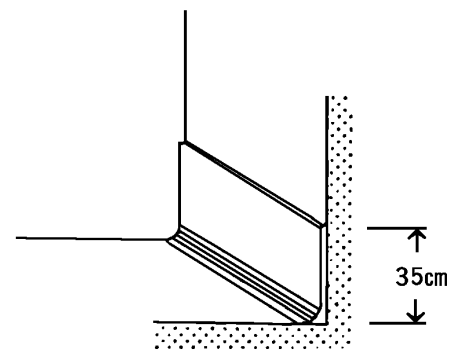
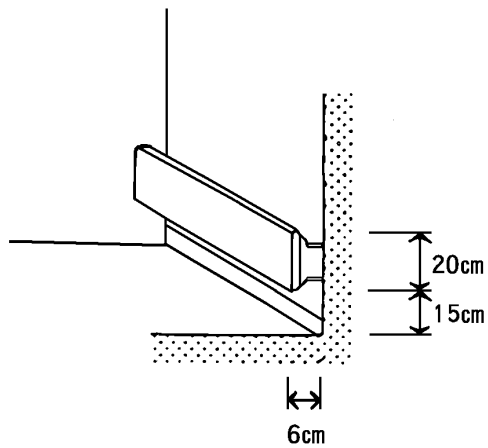
面取り



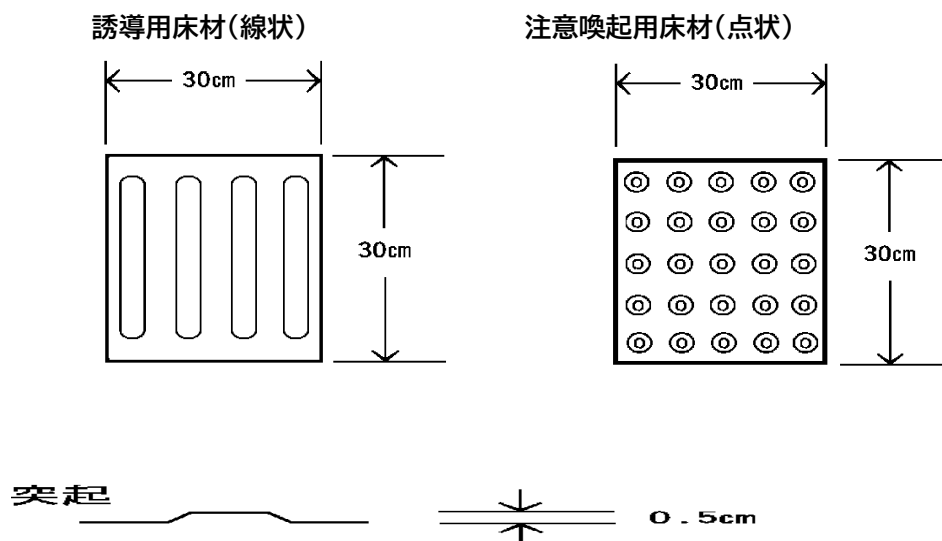
隅切り



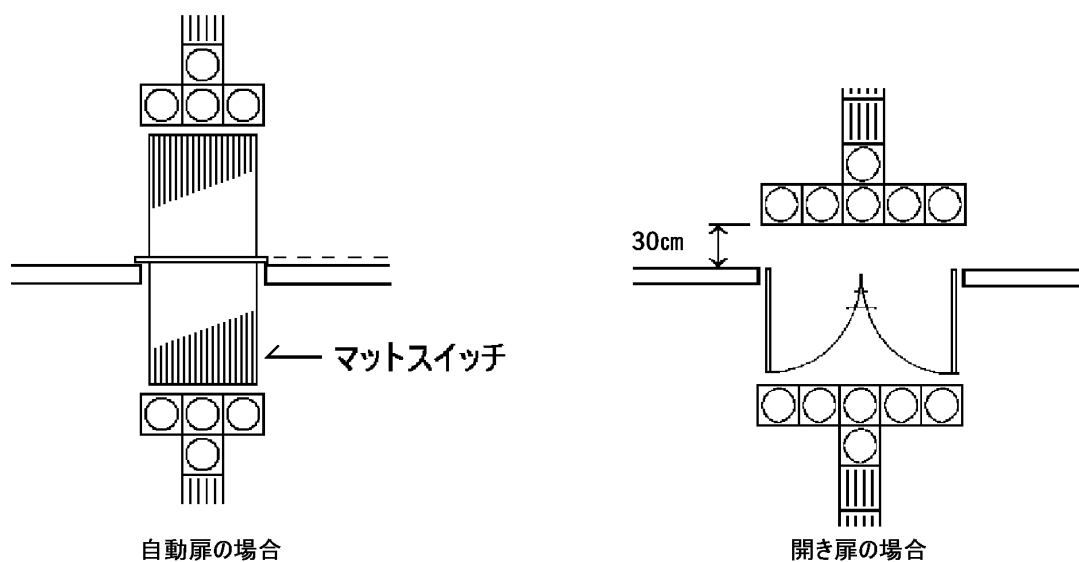
キックプレートの例



視覚障がい者用誘導用・注意喚起用床材の種類(JIS T 9251)
(30cm角)



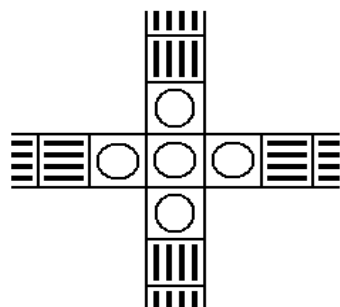
玄関の配置例(30cm角の場合)



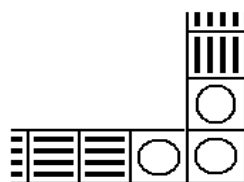
分岐点の配置例

(□ は点状床材 田は線状床材を示す)

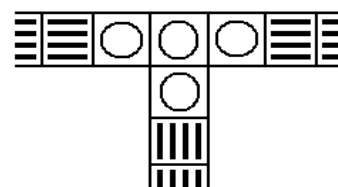
建物内に床材を使用する場合



十字路

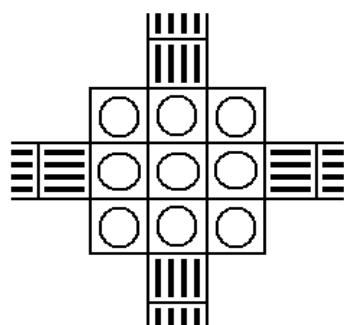


L字路

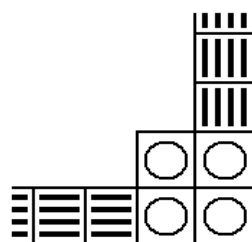


T字路

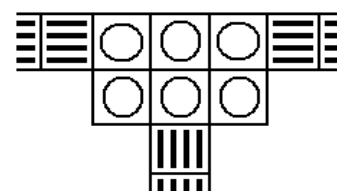
広い空間に床材を使用する場合



十字路

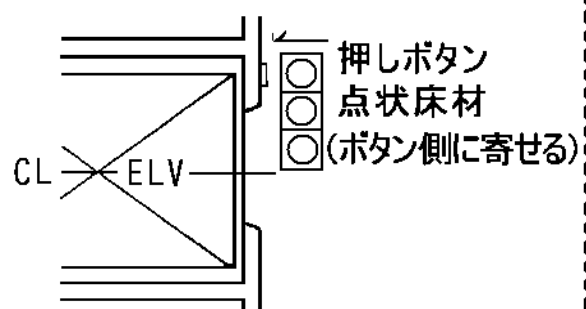


L字路

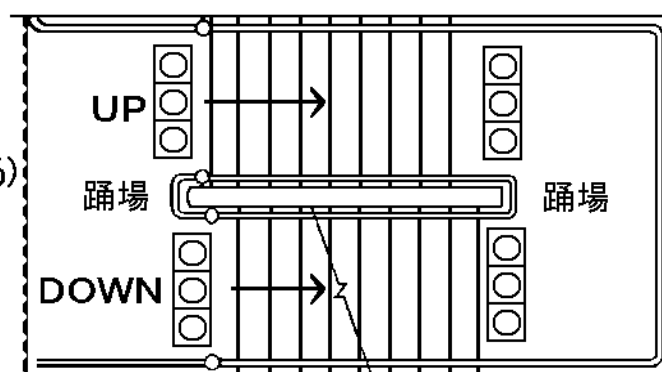


T字路

エレベーター出入口の配置例



階段の配置例

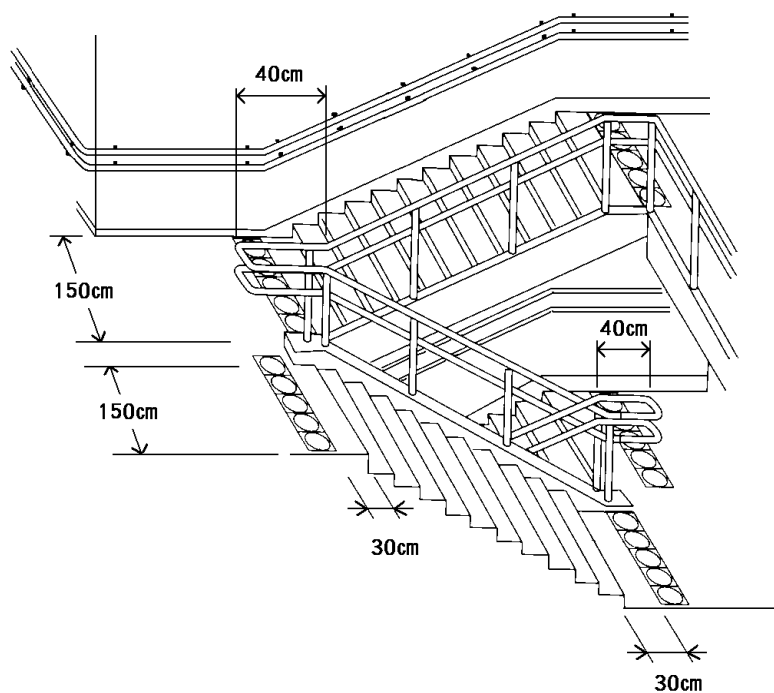


点状床材を示す

4 階 段

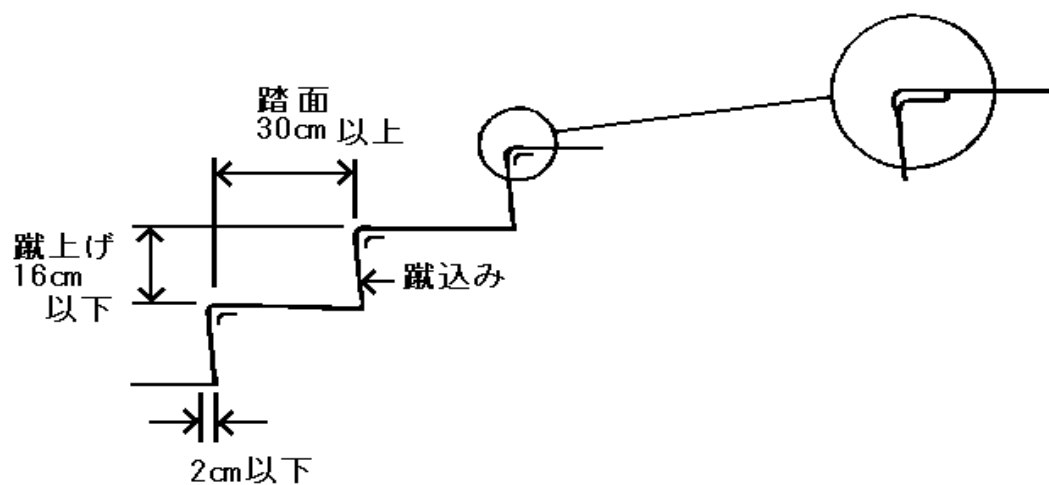
項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
幅員	利用者の用に供する階段であって直接地上に通じる出入口がない階に通じるもの（共同住宅等にあつては、共用の階段に限る。以下同じ。）は、次に定める構造であること。 ● 幅員は、140cm以上とすること。（手すりは10cmを限度としてないものと見なすことができる。）	
手すり	(一) 手すりが設けられていること。 ● 踊場を除き両側に手すりを設けること。 ● 敷地内通路の段には、両側に手すりを設けること。	
回り段の禁止	(二) 回り段が設けられていないこと。	
表面の仕上	(三) 表面は、滑りにくい仕上げであること。	
踏面の識別	(四) 段の踏面は、色等により段であることが識別しやすいものであること。	
段の構造	(五) つまづきにくい構造であること。 ● けあげの寸法は、16cm以下、踏面の寸法は、30cm以上とすること。	
注意喚起用床材	(六) 段の部分の上端付近には、注意喚起用床材が敷設されていること。（駐車施設、教育施設および共同住宅等に設けられる階段に係るものを除く。）	
(設計上の参考) ・ 階段の始点、終点および垂直距離180cm程度ごとに幅員と同じ奥行き の踊り場を設ける。 ・ 蹴込み板を設け、蹴込みは2cm以下とする。 ・ 段鼻は、著しく突出させず、丸みをつける。また、滑り止めを設ける。 ・ 階段が壁に接していない場合は、端部に2cm以上の立ち上がりを設ける。 ・ 階段の始、終点に、幅員に応じた注意喚起用床材を敷設する。		

階段の例

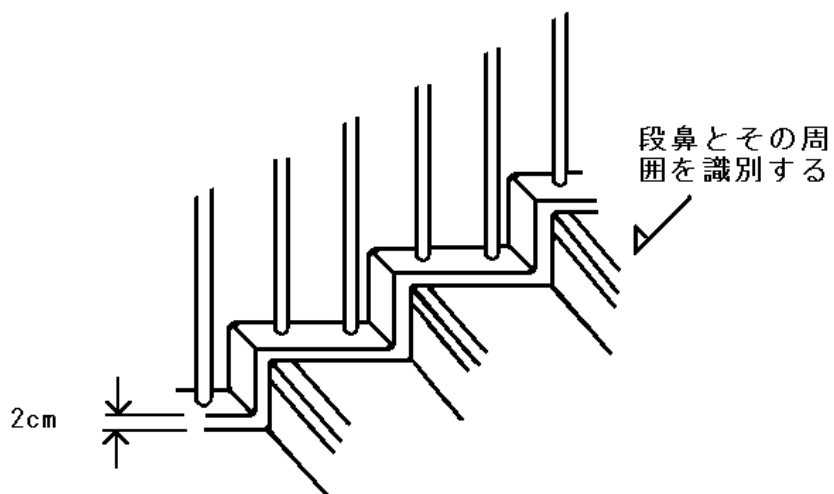


階段の形状の例

すべり止め ノンスリップの例



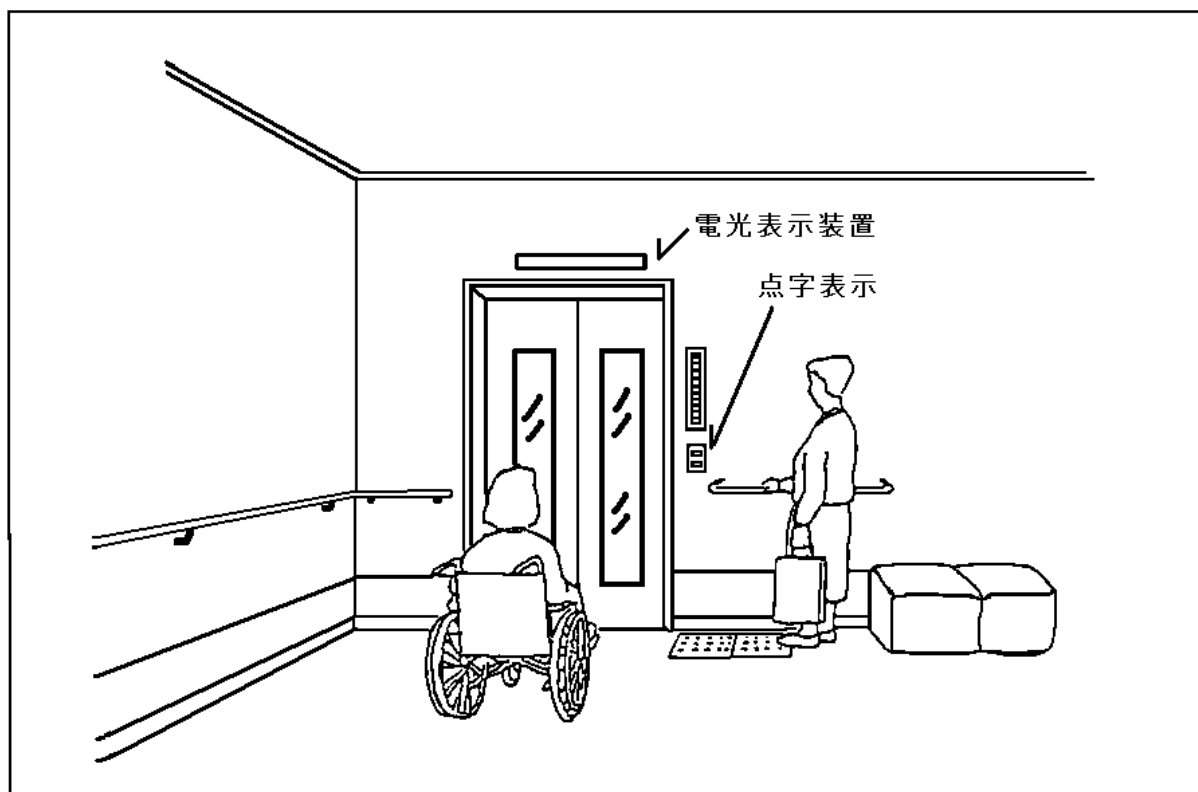
立ち上がりの例



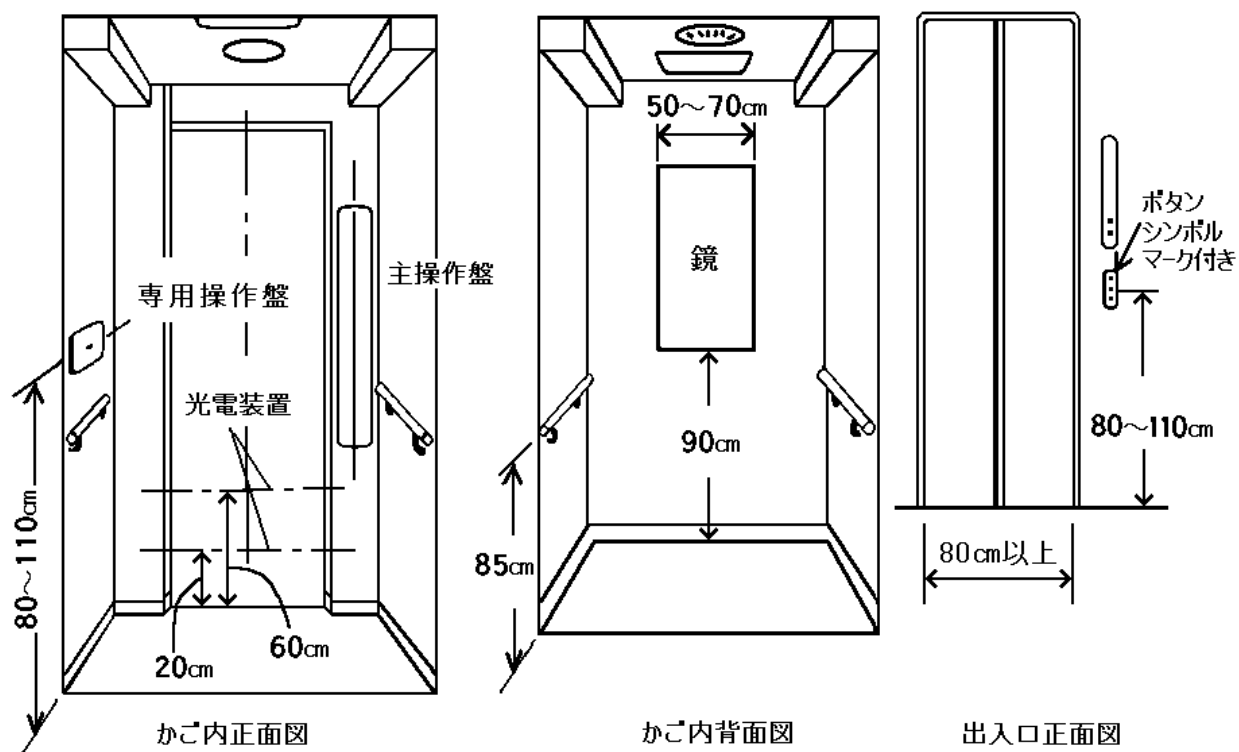
5 エレベーター

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
設置数	(一) 利用者の用に供する階であって、直接地上に通じる出入口がない階（以下「地上階以外の利用階」という。）を有する公益的施設（教育施設にあつては、特別支援学校に限る。）であって、床面積の合計が2,000㎡以上（共同住宅等にあつては、5,000㎡以上）のものには、かごが地上階以外の利用階（専ら駐車場の用に供される階である場合にあっては、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車用の区画（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）が設けられているものに限る。）に停止するエレベーターが1以上設けられていること（障がい者、高齢者等が、当該エレベーターを使用しないで、地上階以外の利用階において提供されるサービスまたは販売される物品を享受し、または購入することができる措置を講じる場合を除く。）。	・「措置を講じる場合」には、2階以上で行っている窓口業務内容を適宜に1階で行える体制を整えている場合や車いす用階段昇降機等により、車いす使用者等を2階に上げることができる場合等が考えられる。
構造 (幅)	(二) (一)のエレベーターは、次に定める構造であること。 (1) 出入口の幅は、内法が80cm以上であること。 ● 90cm以上とすること。	
(床面積)	(2) エレベーターのかご（以下単に「かご」という。）の床面積は、1.83㎡以上であること。 ● 2.09㎡以上とすること。	・1.83㎡は、11人乗りの最低床面積
(奥行き)	(3) かごの奥行きは、内法が135cm以上であること。	・135cmは、11人乗りの寸法であり、電動車いすも収まる大きさ
(平面形状)	(4) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものであること。	
(案内・誘導)	(5) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置およびかごの現在位置を表示する装置が設けられていること。	
(音声装置)	(6) かご内には、かごが停止した階および出入口の戸が閉じることを音声により知らせる装置が設けられていること。	
(制御装置)	(7) かご内に設けられる制御装置は、その1以上が車いす使用者の利用しやすい位置にあること。	
(点字表示)	(8) かご内の、車いす使用者の利用しやすい位置にある制御装置以外の制御装置のうち1以上は、その操作および階について点字により表示されていること。	
(手すり)	(9) かご内には、手すりが設けられていること。	
(かご内の鏡)	(10) かご内には、出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡が設けられていること。	

乗降ロビーの例

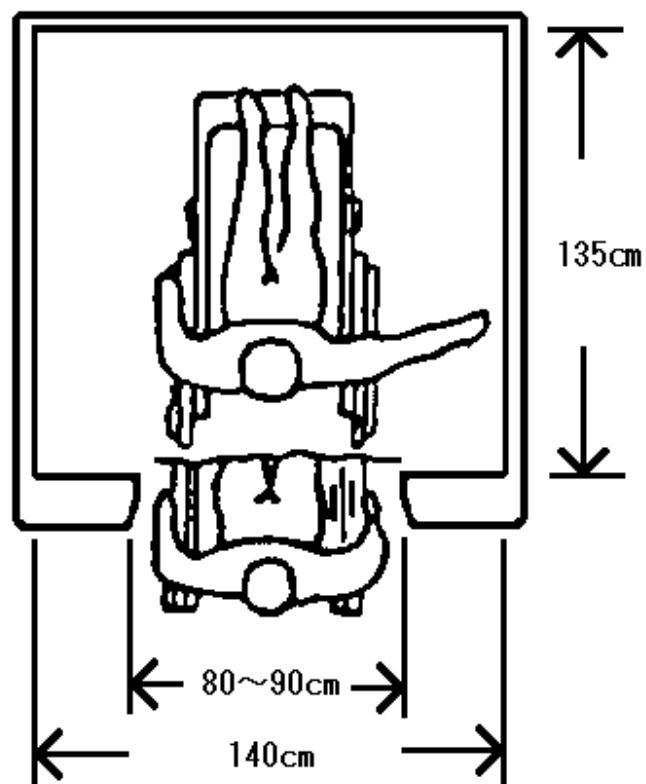


かご内の仕様例

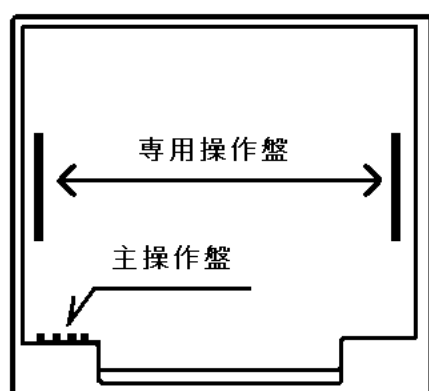


乗降ロビー (幅・奥行き) (制御装置) (点字表示) (音声装置)	(三) (二)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーは、次に定める構造であること。 (1) 幅および奥行きは、それぞれ内法が150cm以上であること。 ● それぞれ180cm以上とすること。 (2) 制御装置は、その1以上が車いす使用者の利用しやすい位置にあること。 (3) 車いす使用者の利用しやすい位置にある制御装置以外の制御装置のうち1以上は、その操作および階について点字により表示されていること。 (4) 到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること（かご内に、出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合を除く。）。 ● 乗降ロビーに、到達するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	・ 150cmは車いすが回転可能な寸法
(設計上の参考) ・ 車いす使用者用の専用操作盤は、かご内の両側面中央部に障害者マークを付したものを設ける。 ・ 専用操作盤は、床面から80～110cm程度の高さで横型のものとし、開口時間は10秒程度とする。 ・ 専用操作盤には、非常通報用インターホン設ける。 ・ かご内の手すりの高さは、85cm程度とする。 ・ かご内の鏡は、正面にステンレスまたは強化ガラス製の平面鏡で、大きさは、幅50～70cm、高さ90cm程度とし、下端が床面から90cm程度の位置に取り付ける。 ・ かご内には、床面から35cm程度まで、キックプレート設ける。 ・ かごの戸に、出入り検出用のビームを2本設ける。ビームの位置は床面から20cmと60cm程度とする。 ・ 乗降ロビーに、障害者マークを付した乗り場ボタンを床面から80～110cm程度の高さに設ける。 ・ 専用操作盤および乗り場ボタンは、フェザータッチ式や熱感知式のボタンは避ける。 ・ かごの床面と、乗り場の床面には段差を設けないようにし、隙間は2cmまでとする。		

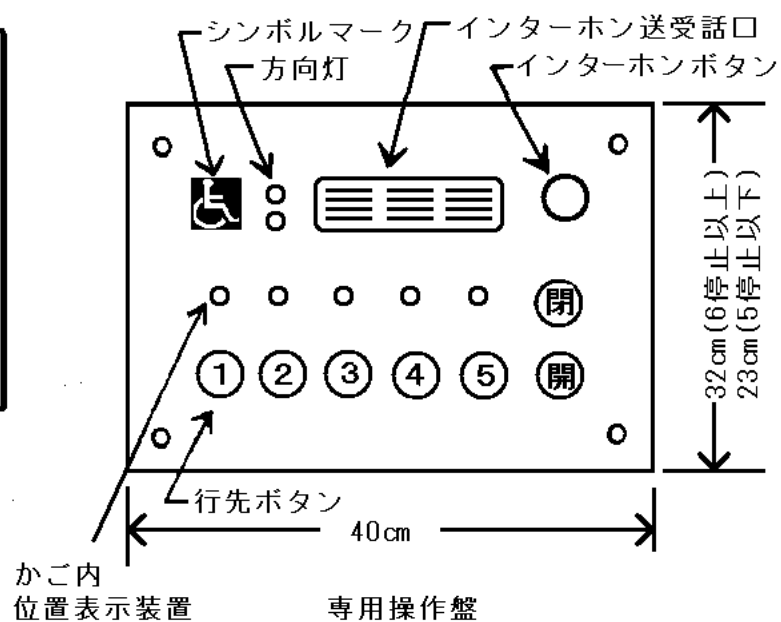
かごの平面図



かご内の操作盤の配置例



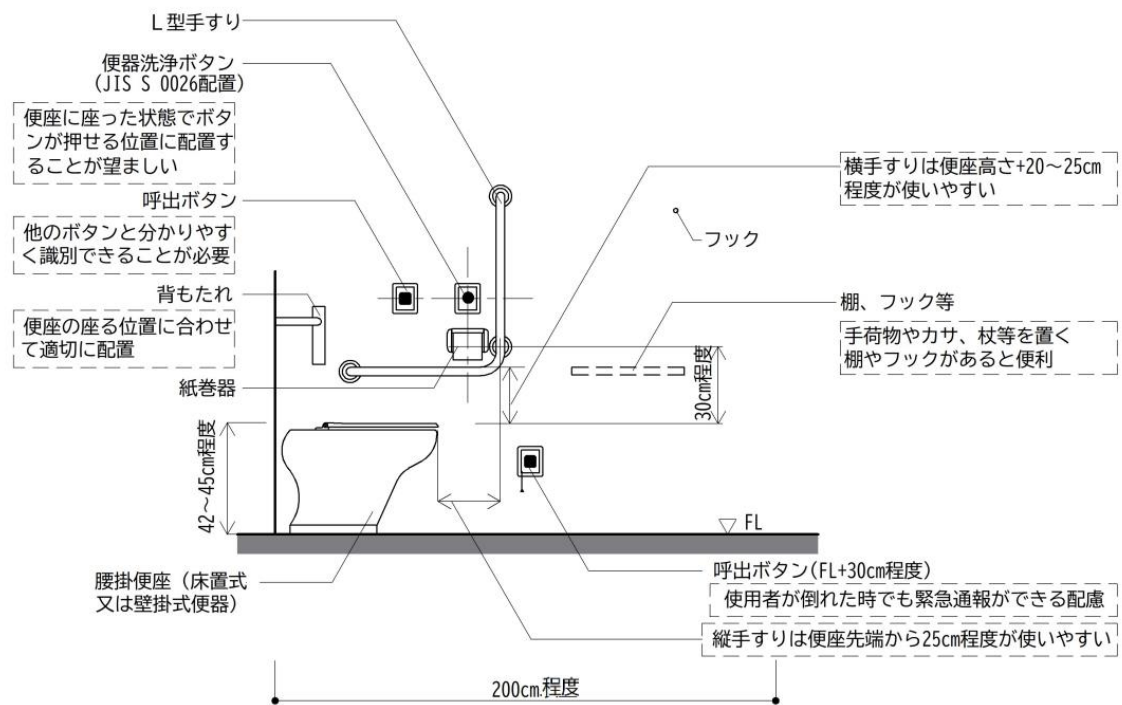
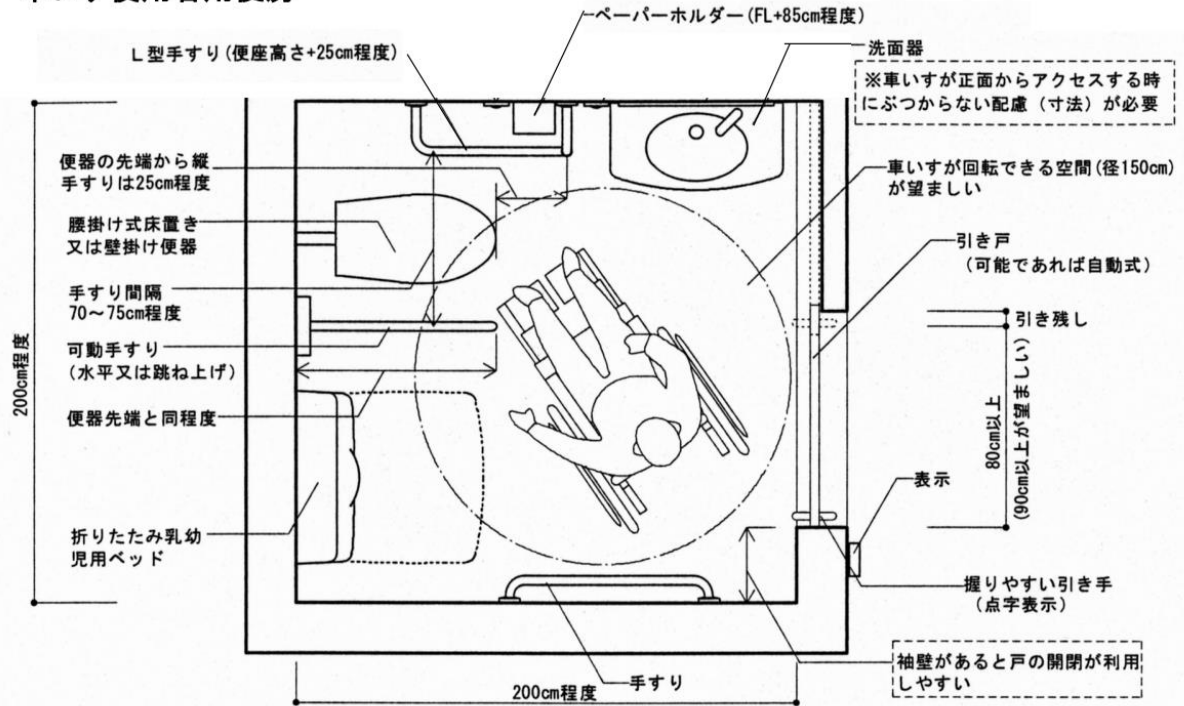
操作盤の例



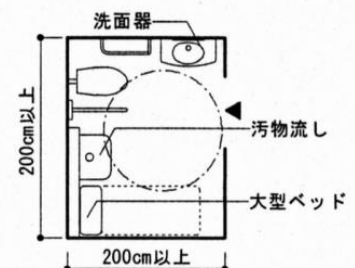
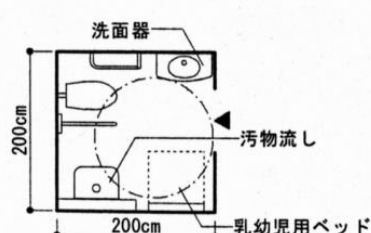
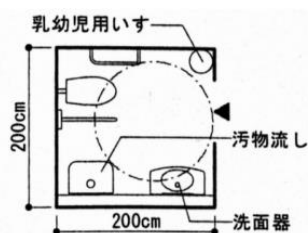
6 便 所

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
(車いす使用者用便房)	(一) 利用者の用に供する便所(共同住宅等に設けられるものを除く。以下この項において同じ。)を設ける場合にあっては、その1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造であること。 (1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう、じゅうぶんな床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が設けられている便房(以下「車いす使用者用便房」という。)があること。 ● 便所を設ける階ごとに、車いす使用者用便房(男子用および女子用の区分があるときはそれぞれの便房)を1以上設けること。 ● 車いす使用者用便房の数は、当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合、その数の2%以上とし、200を超える場合は、1%に2を加えた数以上とすること。 ● 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接した位置に設けること(腰掛便座および手すりのある便房を設ける場合は除く。)	
(出入口の幅)	(2) 出入口(車いす使用者用便房の出入口を含む。以下この項において同じ。)の幅は、内法が80cm以上であること。	
(戸の構造)	(3) 出入口に戸を設ける場合にあっては、車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造の戸であること。	
洗面所	(二) (一)に定める構造の便所に洗面所を設ける場合にあっては、その1以上は、次に定める構造であること。	
(水栓器具)	(1) 水栓器具は、レバー式、光感知式等によりその操作が容易なものであること。	
(下部空間)	(2) 1以上の洗面器は、車いす使用者の利用に配慮した高さであって、その下部に車いす使用者の利用に支障のない空間が設けられているものであること。	
(手すり)	(3) 1以上の洗面器の周囲には、手すりが設けられていること。	
小便器	(三) 利用者の用に供する便所に男子用小便器を設ける場合にあっては、その1以上は、床置き式であって両側に手すりが設けられたものであること。	
障がい者用便房	(四) 社会福祉施設または医療施設において(一)に定める構造	

車いす使用者用便房



車いす使用者用便房プラン例

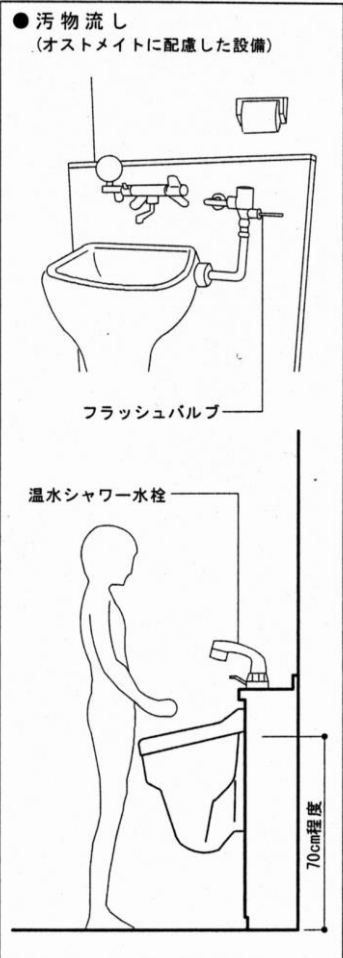
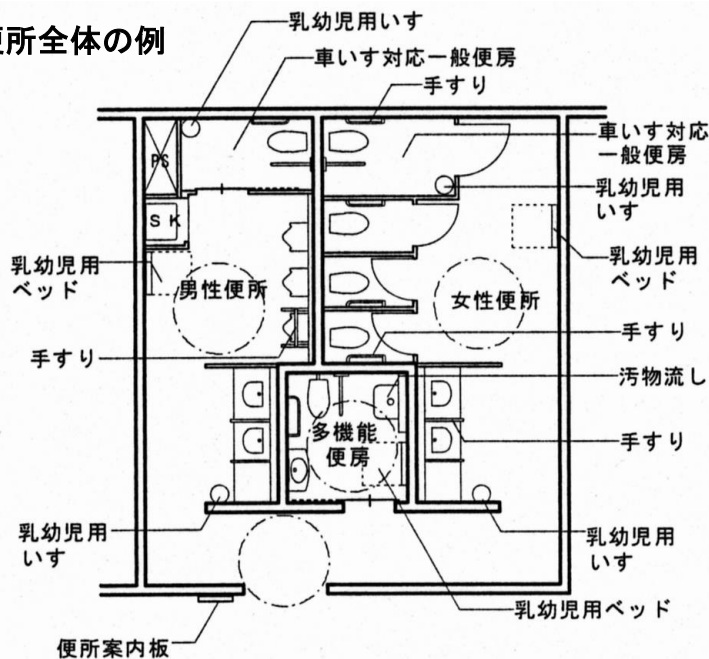


	の便所の他に利用者の用に供する便所を設ける場合にあつては、当該便所の便房の1以上（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、腰掛便座および手すりが設けられているものであること（（一）に定める構造の便所が2以上（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ2以上）設けられている場合を除く。）。 ● 車いす使用者用便房の設けられている出入口付近に、標識を掲示すること。	
--	--	--

（設計上の参考）

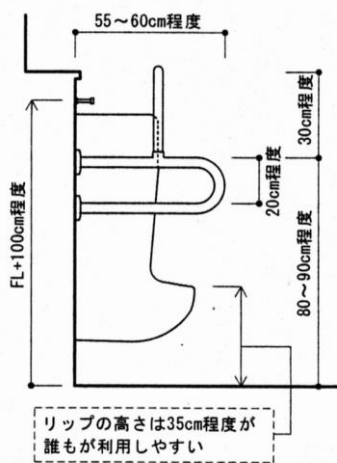
- ・ 便房の広さは、内法で200cm×200cmを標準とする。これによりがたい場合でも、中で車いすが回転できる広さを確保する。
- ・ 戸は、自動ドアを基本とし、不可能な場合は、引き戸式とする。（アコーディオン式は、施錠ができるなどの配慮が必要）
- ・ 鍵は簡単に施錠できるものとし、非常の場合でも外から開鍵できるものとする。
- ・ 使用中を表示する設備を設ける。（施錠と同時に点燈するランプ式がよい。）
- ・ 便器は洋式で、移乗および身体の回転に支障のないようトラップが引込んだものとする。
- ・ 便座の高さは、ふたのない状態で40cm程度とする。
- ・ 手すりは便器の両側に設け、片方を可動式とする。床面からの高さは65cm程度とし、手すりと手すりの間隔は、70～75cm程度とする。
- ・ 便座から容易に利用できる位置にペーパーホルダーおよび洗浄レバーを設ける。レバーは、大型のレバー式またはくつぺら式押しボタン等とし、弱い力でも操作できるものとする。
- ・ 非常用呼出しボタンは、腰掛けた状態および車いすまたは便器から転落した状態で手の届く位置に設ける。
- ・ 車いすで利用できる高さ（60cm程度）に荷物置き台およびフックを設ける。
- ・ 鏡は縦100cm程度のものを下端から80cm程度に取り付ける。また、車いすをさげる時のことを考慮し、後方が確認できるよう配慮する。
- ・ 洗面器の高さは、上端を75cm程度を基準とし、下端、奥行きは60～65cm程度とする。
- ・ 洗面器の両側に5cm程度離して、洗面器と同じ高さの手すりを設ける。
- ・ 小便器の両側と前面に手すりを設置する。両側の手すりの高さは80～90cm、間隔、奥行きは55～60cm程度とし、前面の手すりの高さは120cm程度とする。
- ・ 便房内に汚物流し（オストメイトに配慮した設備）を設ける。
- ・ 便房内に乳幼児用いす、乳幼児用ベッド、大型ベッドを設ける。

便所全体の例

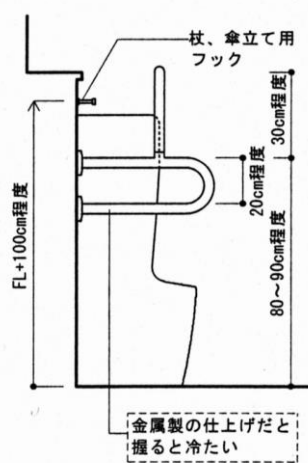


小便器

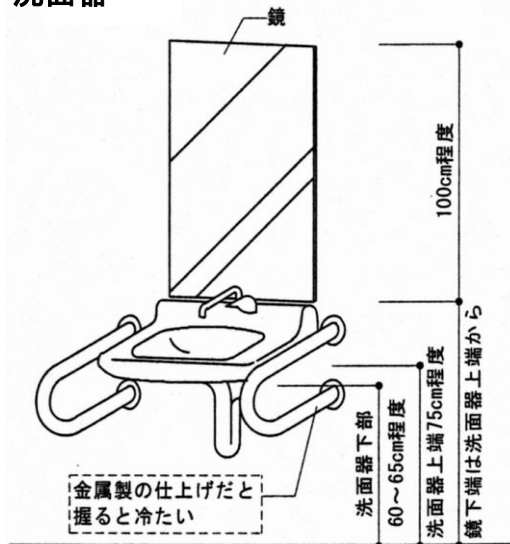
壁掛式低リップ



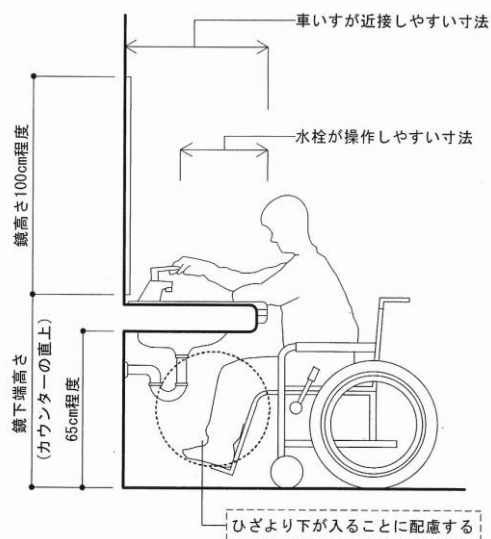
床置き式ストール



洗面器



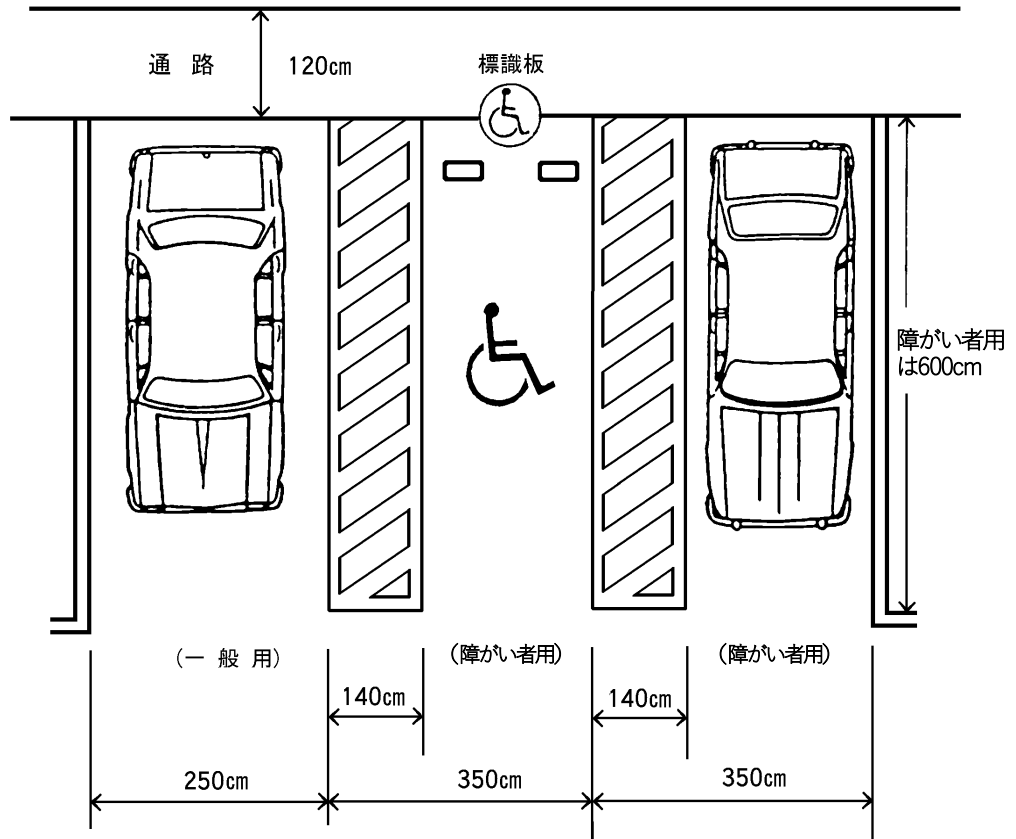
車いす使用者が利用しやすい洗面器



7 駐車場

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
区画数 車いす使用者用駐車区画 (設置場所) (区画の幅) (表示) 通路	(一) 利用者の用に供する駐車場(知事が認める特殊な装置のみを用いるもの(以下「機械式駐車場」という。))を除く。)を設ける場合にあっては、車いす使用者用駐車区画が1以上設けられていること。 ● 全駐車台数が200以下の場合は、2%以上の数とし、全駐車台数が200を超える場合は、当該駐車台数の1%に2を加えた数以上とすること。 (二) (一)の車いす使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものであること。 (1) 外部出入口に近接した場所に設けられていること。 (2) 幅は、350cm以上であること。 (3) 車いす使用者用駐車区画である旨を見やすい方法により表示すること。 (三) 外部出入口のそれぞれから(二)に定める基準に適合する車いす使用者用駐車区画に至る駐車場の通路は、次項(一)から(三)までに定める構造であること。	・350cmは車いす使用者が自立して乗降できるスペース ・34ページ参照
(設計上の参考) ・立体駐車場の場合には、車いす使用者用駐車区画はなるべく1階に設ける。2階以上または地下に設ける場合は、エレベーターの近くに設ける。 ・床面に障害者シンボルマークを塗装表示するか、標識等を設置する。 ・車いす使用者用駐車区画および通路の床面の仕上げは、凍結防止について配慮する。 ・傘をさせない人のために、屋根等の整備を行う。		

駐車場の例



車いす使用者用駐車区画の標識の例



国際シンボルマークによる標識の例

8 敷地内の通路

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
表面の仕上	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造であること。	
段	(一) 表面は、滑りにくい仕上げであること。	
経路の構造	(二) 段を設ける場合にあっては、4の項(一)から(五)までに定める階段の構造に準じたものであること。	・ 22ページ参照
(幅員)	(三) 1の項に定める構造の直接地上に通じる各出入口から建築物の敷地に接する道または前項(二)に定める基準に適合する車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路(地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、1の項に定める構造の直接地上に通じる出入口から道に至る車路を設ける場合における当該出入口から道に至るものを除く。)のうちそれぞれ1以上は、次に定める構造であること。	
(傾斜路・昇降機)	(1) 幅員は、120cm以上であること。 ● 段がある部分および傾斜路を除き、180cm以上とすること。 (2) 高低差がある場合にあっては、(五)に定める構造の傾斜路または車いす使用者用特殊構造昇降機が設けられていること。 ● 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設ける。	・ 120cmは人(横向き)と車いすとがすれ違いができ、松葉つえ利用者が円滑に通過できる寸法
(排水溝)	(3) 敷地内の通路を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造のふたが設けられていること。	
通路	(四) 直接地上に通じる各出入口から道に至る敷地内の通路(駐車施設に係るものを除く。)のうちそれぞれ1以上は、次に定める構造であること。	
(誘導用床材)	(1) 誘導用床材が敷設され、または音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置が設けられていること。	
(注意喚起用床材)	(2) 車路に接する部分および車路を横断する部分ならびに(五)に定める構造の傾斜路の傾斜している部分および段の部分の上端付近には、注意喚起用床材が敷設されていること。	
傾斜路・踊場	(五) 敷地内の通路に設けられる傾斜路は、3の項(四)の(1)から(4)までに定める構造とし、傾斜している部分は、色等により傾斜していることが識別しやすいものであること。	・ 14ページおよび16ページ参照

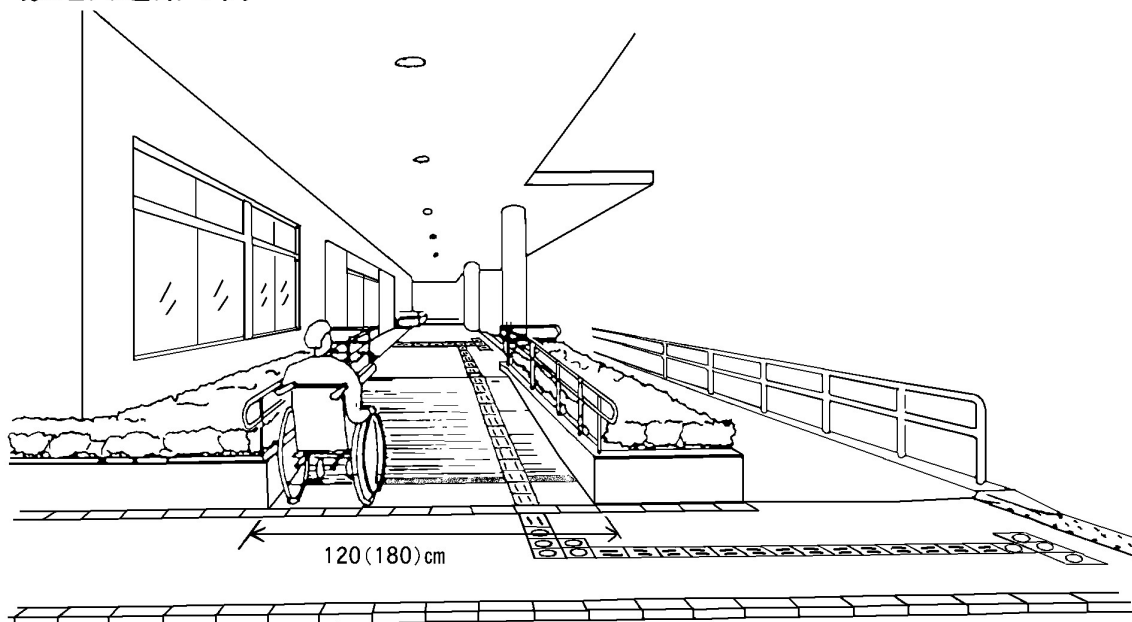
● 高さが16cmを越え、かつ勾配が20分の1を超える部分には、両側に手すりを設けること。

● 勾配は15分の1を超えないこと。

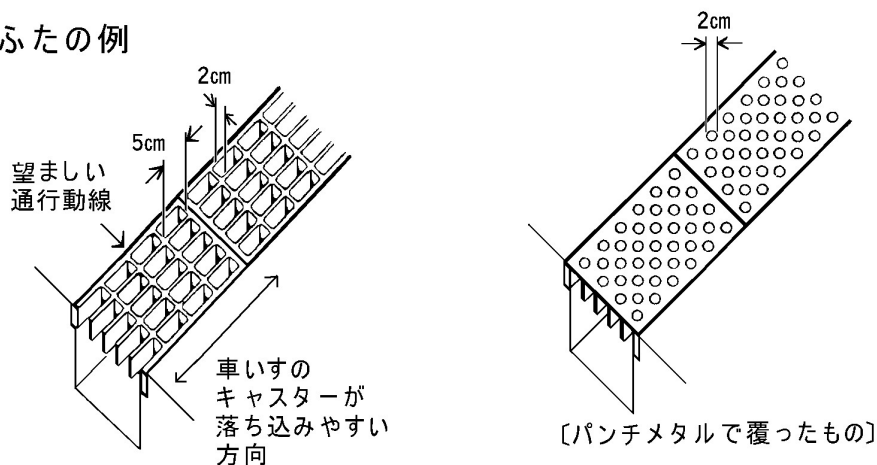
(設計上の参考)

- ・ 歩行者用通路と車路を分離する。
- ・ 通路の両側に手すりを設置する。
- ・ 凍結防止や積雪に配慮をする。
- ・ 排水溝には、滑りにくい材質のふたまたはグレーチングを設置する。ふたの穴は、つえや車いすのキャスターが落ち込まないように2cm以下を標準とするが、なるべく1cm以下とする。
- ・ 高低差が、2cm以下の場合は、上端に丸みをつける。

敷地内通路の例



排水溝のふたの例



段差の形状の例



(角を削りとした例)



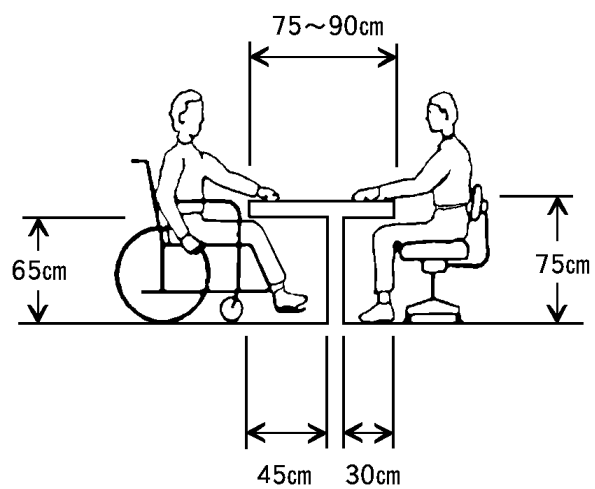
(丸面の例)

9 受付カウンターおよび記載台

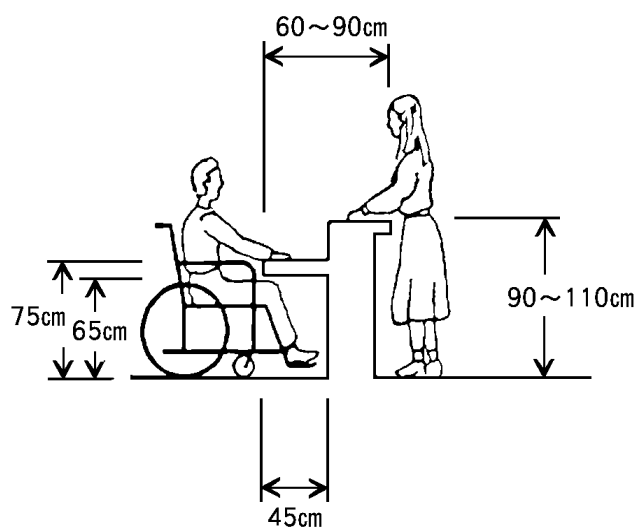
項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
高さ 下部空間	受付カウンターまたは記載台を設ける場合にあっては、その1 以上は、車いす使用者の利用に配慮した高さであって、その下部 に車いす使用者の利用に支障がない空間が設けられているもので あること。	
(設計上の参考) ・ カウンターの高さは、座位の場合75cm程度、立位の場合100cm程度とする。 ・ 座位カウンターの下部の空間は、高さ65cm程度、奥行き45cm程度とする。 ・ 立位カウンターの場合は、身体の支えとなるように台を固定し、必要に応じて手すりを設ける。 ・ 呼出しをするカウンターにあっては、音声による呼出しのほか電光掲示板などを併設する。 ・ 臨時に設けるカウンター（選挙の投票時など）についても、最低1か所は座位カウンターとする。 ・ 出入口からカウンターまで、視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。		

カウンターの例

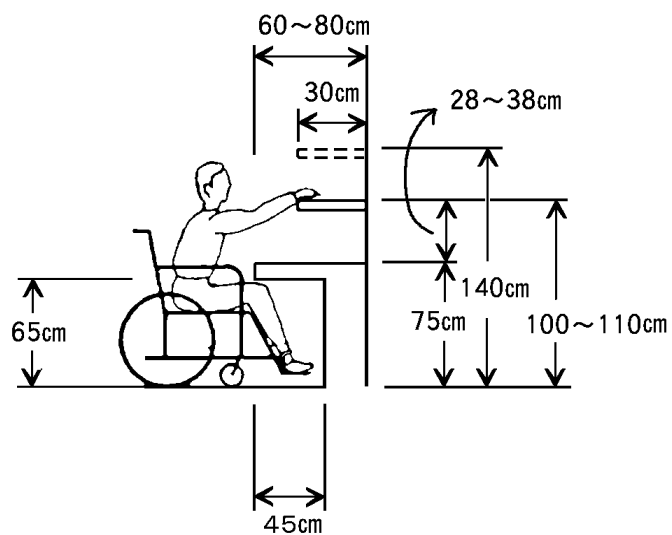
タイプ 1



タイプ 2



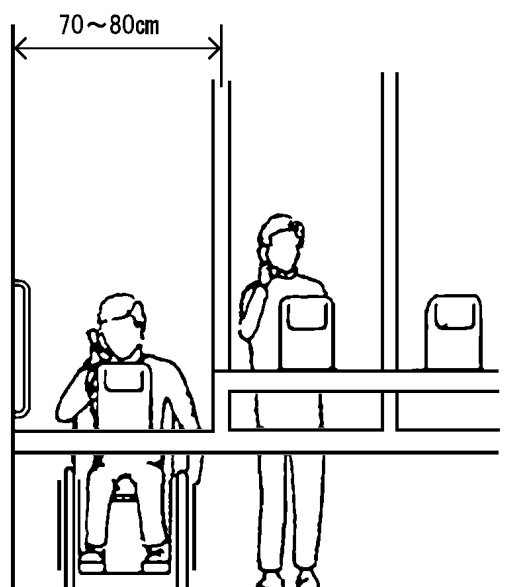
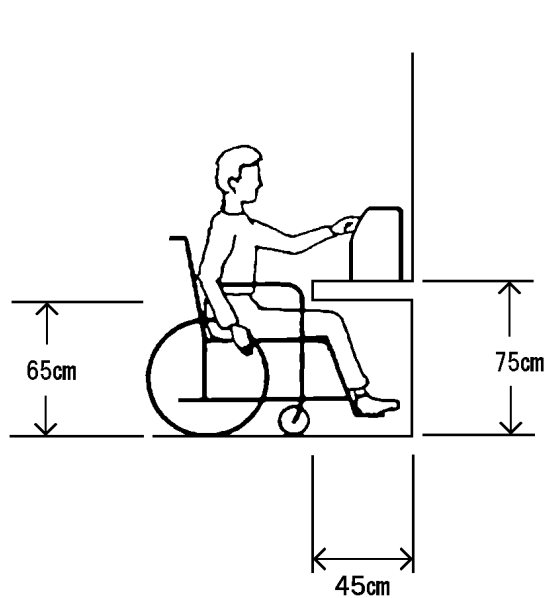
タイプ 3



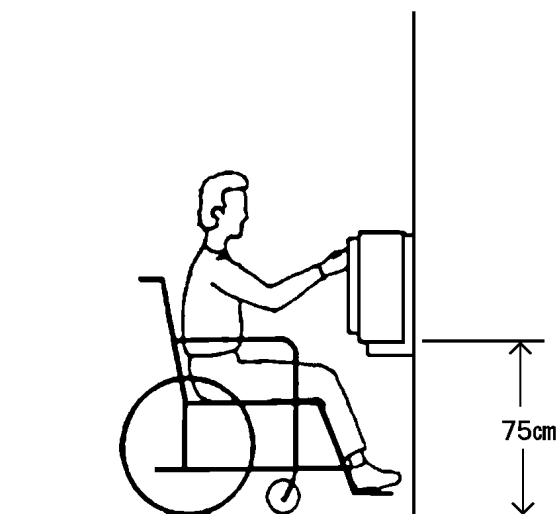
10 公衆電話台

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
高さ 下部空間	公衆電話台を設ける場合にあつては、その1以上は、車いす使用者の利用に配慮した高さであつて、その下部に車いす使用者の利用に支障がない空間が設けられているものであること。	
(設計上の参考) ・台の高さは、75cm程度とする。 ・台の下部の空間は、高さ65cm程度、奥行き45cm程度とする。 ・台の前には、1 m四方の程度のスペースを設ける。 ・電話のダイヤルまたはプッシュボタンの中心は、90～100cm程度の高さとする。 ・視覚障がい者用ダイヤルや聴覚障がい者用音量増幅装置付きのものとする。また、聴覚・音声言語障がい者のためにファクシミリを設置する。 ・電話ボックスの扉は、弱い力で開くものとし、幅は80cm以上とする。 ・ボックスの広さは、車いすが回転できる程度（径150cm程度）とする。 ・ボックスの前には、段差を設けない。		

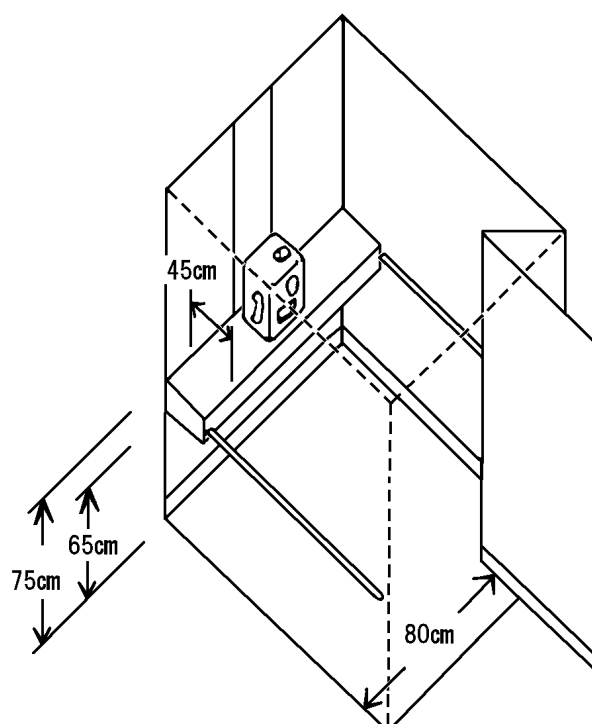
おき型公衆電話の例



壁付公衆電話の例



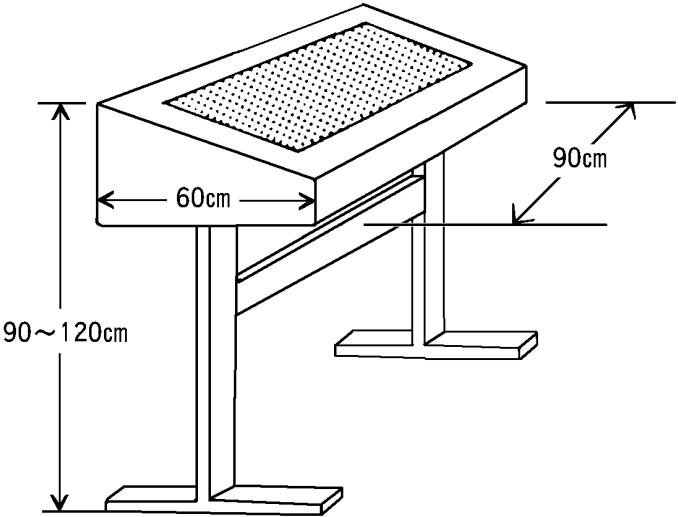
ボックスタイプの例



11 案内標示

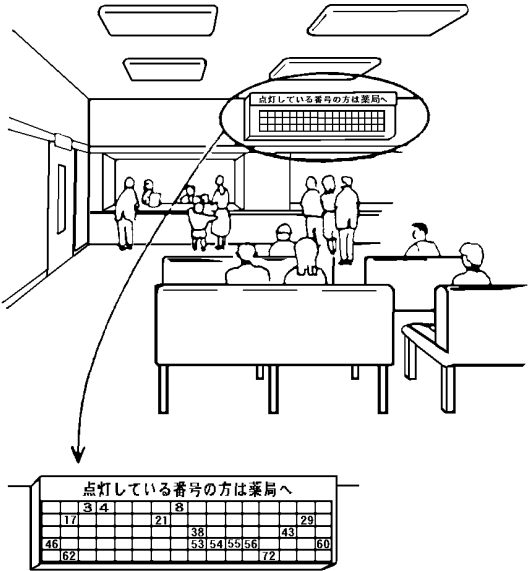
項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
高さ・文字等) (点字表示) (位置表示)	受付等に案内板を設ける場合にあっては、その1以上は、次に定める構造であること。 (一) 案内板の高さ、文字の大きさその他の表示方法は、障がい者、高齢者等がわかりやすいものであること。 (二) 点字により表示されていること。 (三) 6の項(一)に定める構造の便所を設ける場合にあっては、当該便所の位置が表示されていること。 ● 道等から案内設備までの主たる経路を「視覚障がい者利用円滑化経路」とする。	・28ページ参照
(設計上の参考) ・大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、色彩や明度差などにも配慮する。 ・建物の入り口ロビーには、点字標示した触知式の総合案内板を設ける。 ・車いす使用者用便所の位置を、障がい者シンボルマークなどで表示する。 ・病院や銀行等の呼出しをする窓口には、聴覚障がい者のために、文字による案内装置を設置する。		

触知式案内板の例

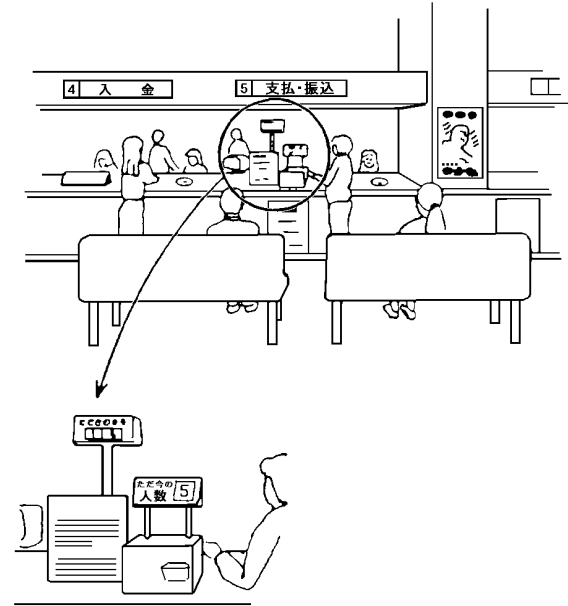


電光表示による案内の例

病 院



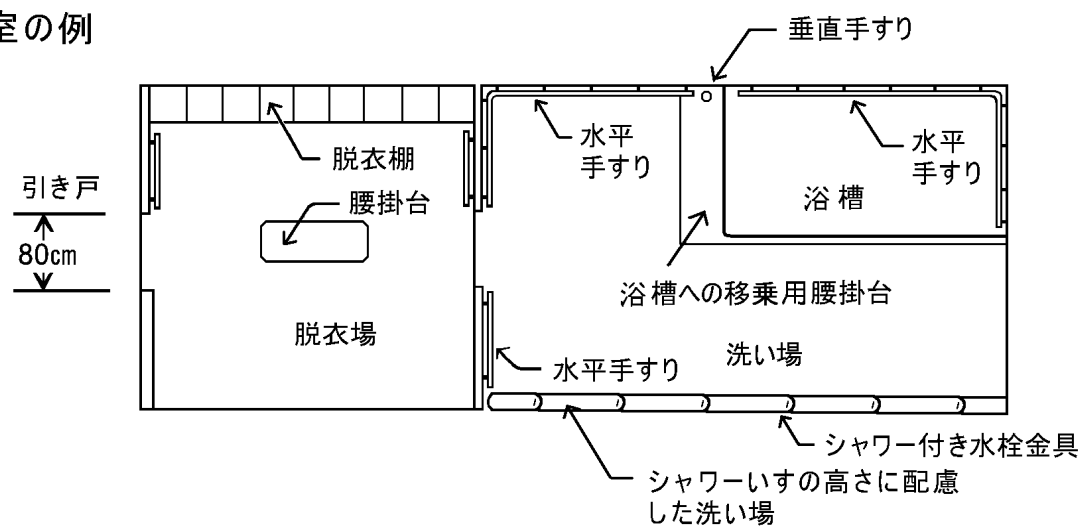
銀 行



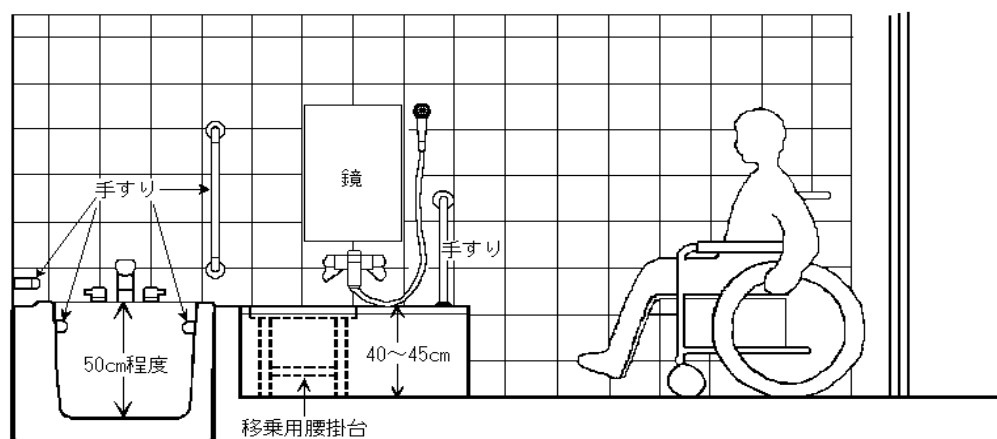
12 浴室およびシャワー室(脱衣場を含む。)

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
手すり	利用者の用に供する浴室またはシャワー室であって、医療施設（病室を有するものに限る。）、社会福祉施設、宿泊施設（床面積の合計が2,000㎡以上のものに限る。次項において同じ。）、体育施設または公衆浴場に設けられるもの（病室、客室等の内部に設けられるものを除く。）は、その1以上（男子用および女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に定める構造であること。 (一) 浴室の洗い場および浴槽ならびにシャワー室には、手すりが設けられていること。	
水栓器具	(二) 1以上の水栓器具は、レバー式、光感知式等によりその操作が容易なものであること。	
(設計上の参考) ・手すりは、できる限り連続させる。 ・浴槽の手すりの高さは、浴槽の上端より10～20cm程度とする。 ・洗い場から浴槽への移動などの場合は、垂直タイプの手すりを設置する。 ・水栓は、湯水の混合操作や温度調節の容易なレバー式等のものとする。また、冷、温水の区分などを点字表示する。 ・シャワーは、低い位置にハンドシャワーを、高い位置に固定兼用シャワーを設けるなどの配慮をする。 ・浴槽は、出入りが容易であり、浴槽内で安定できる形状のもので、深さ55cm程度のものを設置する。 ・浴槽の中から手の届く位置に、非常用呼出しボタンを設置する。 ・シャワー室には、折りたたみ式の棚を設ける。 ・シャワー専用車いすを備える。 ・浴室床面と脱衣場床面とは、同一レベルとし、水切りに配慮する。 ・脱衣場、シャワー室の広さは、ロッカー、手すりなどの附属品を除き、車いすが回転できるスペース（径150cm以上）を確保する。 ・脱衣場には、高さは45cm程度の脱衣用ベンチを置き、下部に車いすのフットレストが入るようにスペースを設ける。 ・脱衣ロッカーは、車いすでも使用できる高さ（45cm程度）に取付け、下部に車いすのフットレストが入るようにスペースを設ける。また、補装具（義手、義足など）を入れるために大きめのものとする。		

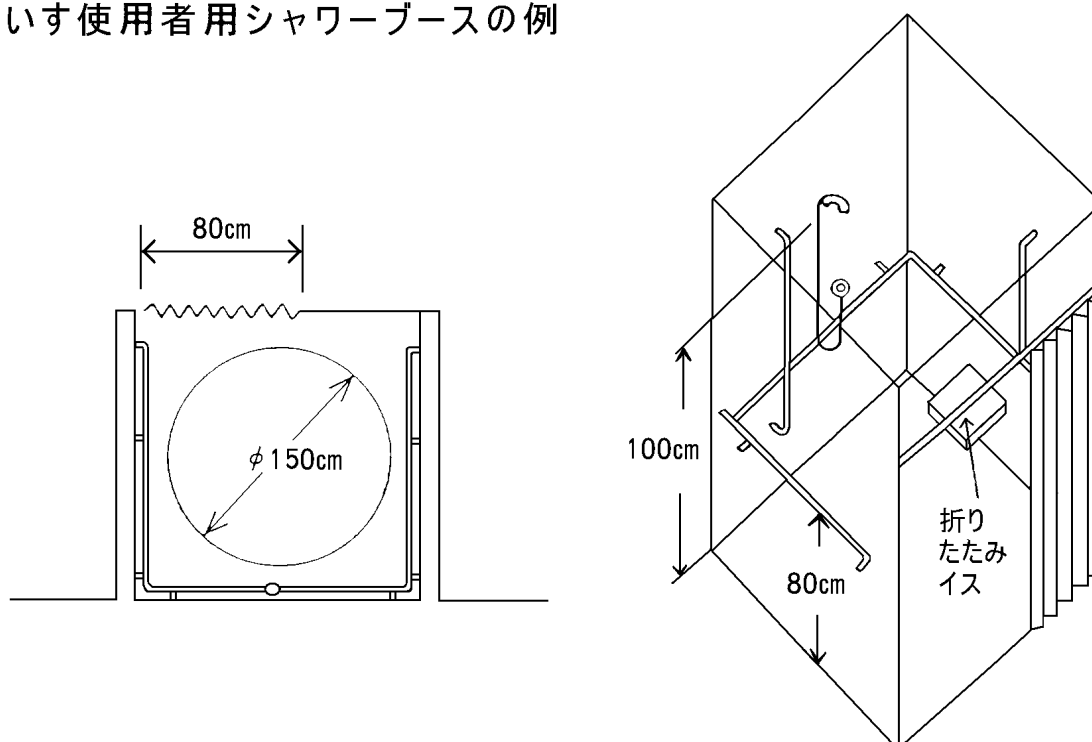
浴室の例



洗い場等の例



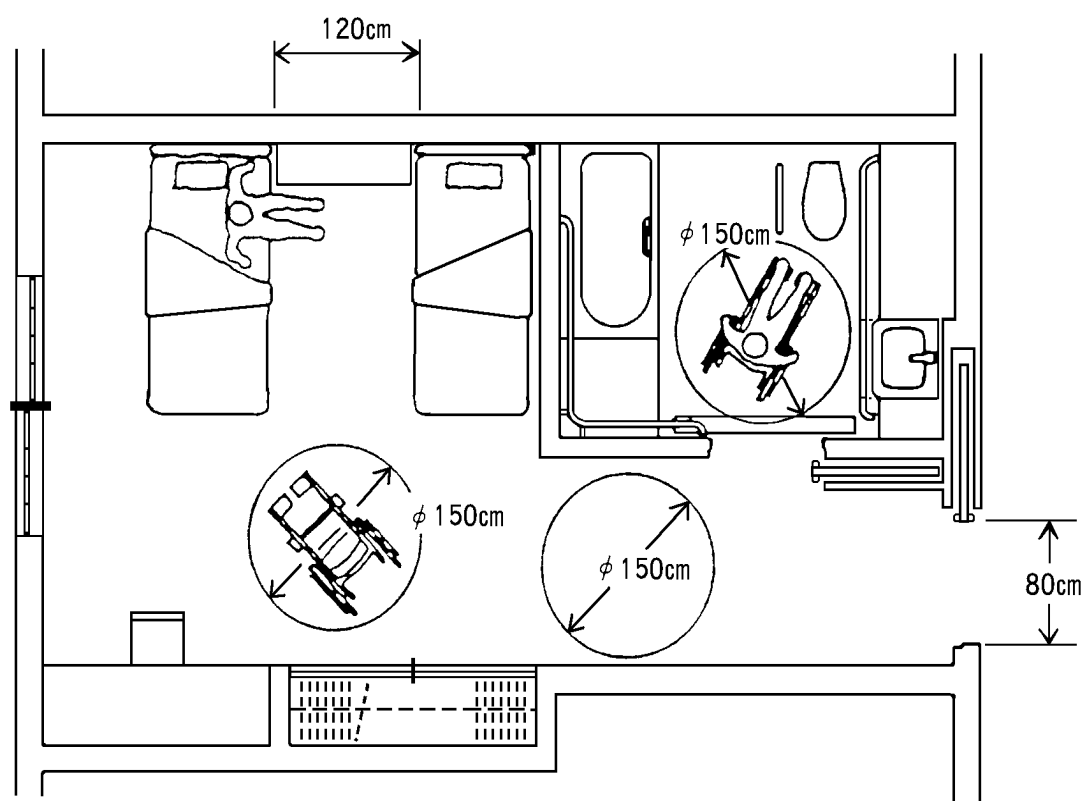
車いす使用者用シャワーブースの例



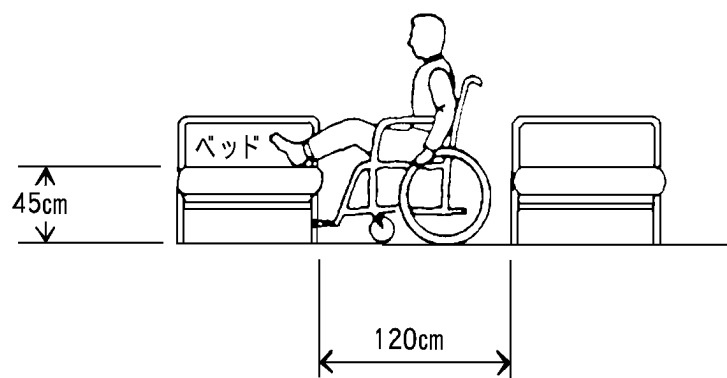
13 客 室

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
	宿泊施設に設けられる客室は、その1以上は、次に定める構造であること。 ● 客室の総数が200以下の場合は当該客室の総数の2%以上、200を超える場合は1%に2を加えた数以上とする。 (一) 床面は、滑りにくい仕上げであること。 (二) 室内は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、じゅうぶんな床面積が確保されていること。 (三) 室内に便所を設ける場合にあっては、6の項(一)に定める構造であること(客室の外部に当該構造の便所を設ける場合を除く。)。 (四) 室内に浴室を設ける場合にあっては、12の項に定める構造であること(客室の外部に当該構造の浴室を設ける場合を除く。)。	・ 28ページ参照 ・ 42ページ参照
(設計上の参考) ・ 床面の仕上げは、転倒しても衝撃の少ないものとする。また、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。 ・ 室内のスペースは、車いすが回転できる広さ(径150cm以上)とし、ベッドの側面には120cm以上のスペースを確保する。 ・ ベッドは、車いすから移乗しやすいように高さ45cm程度とする。また、車いすのフットレストが入るように下部に空間を設ける。 ・ コンセント、スイッチなどは、車いすに乗った状態で手が届く位置に設ける。 ・ 照明器具のスイッチは、ベッドの上から手が届く位置に設ける。		

客室全体の例



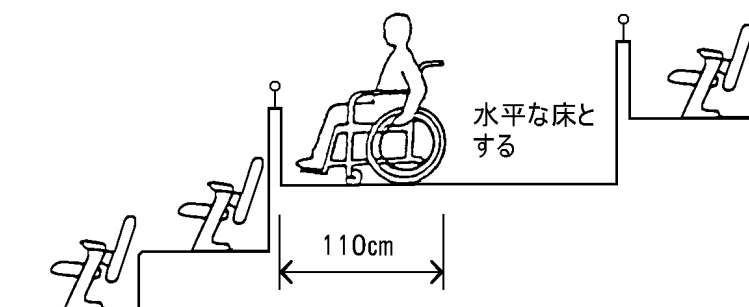
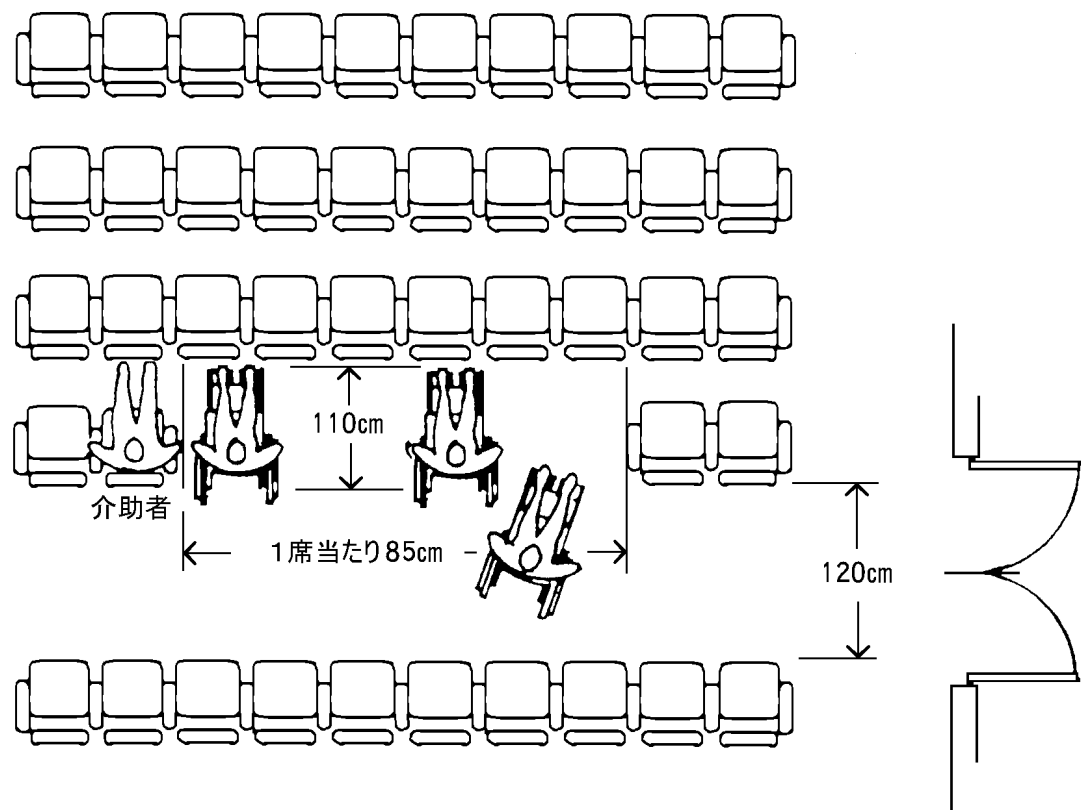
ベッド廻りの例



14 観覧席

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
車いす使用者用席 (幅・奥行) (床面) 席までの通路 (幅) (傾斜路・踊場) 表面の仕上	(一) 観覧席を設ける場合にあつては、その1以上は、車いす使用者用の席であつて次に定める構造のものであること。 (1) 1席当たりの幅は85cm以上であり、かつ、奥行きは110cm以上であること。 (2) 床は、水平であること。 (二) 観覧席を有する居室の出入口から(一)に定める構造の車いす使用者用の席に至る通路のうち1以上は、次に定める構造であること。 (1) 幅は、内法が120cm以上であること。 (2) 高低差がある場合にあつては、3の項(四)の(1)から(5)までに定める構造の傾斜路が設けられていること。 (三) (一)に定める構造の車いす使用者用の席の床および(二)に定める構造の通路の表面は、滑りにくい仕上げであること。	・14ページ参照
(設計上の参考) ・着脱式の客席を設け、車いす使用者が使用しないときは、一般客席として使用できる構造としてもよい。(ただし、消防長の認定が必要。) ・難聴者のために磁気ループ、FM送受信装置などの集団補聴装置を、視力障がい者のために副音声装置を設けるとよい。		

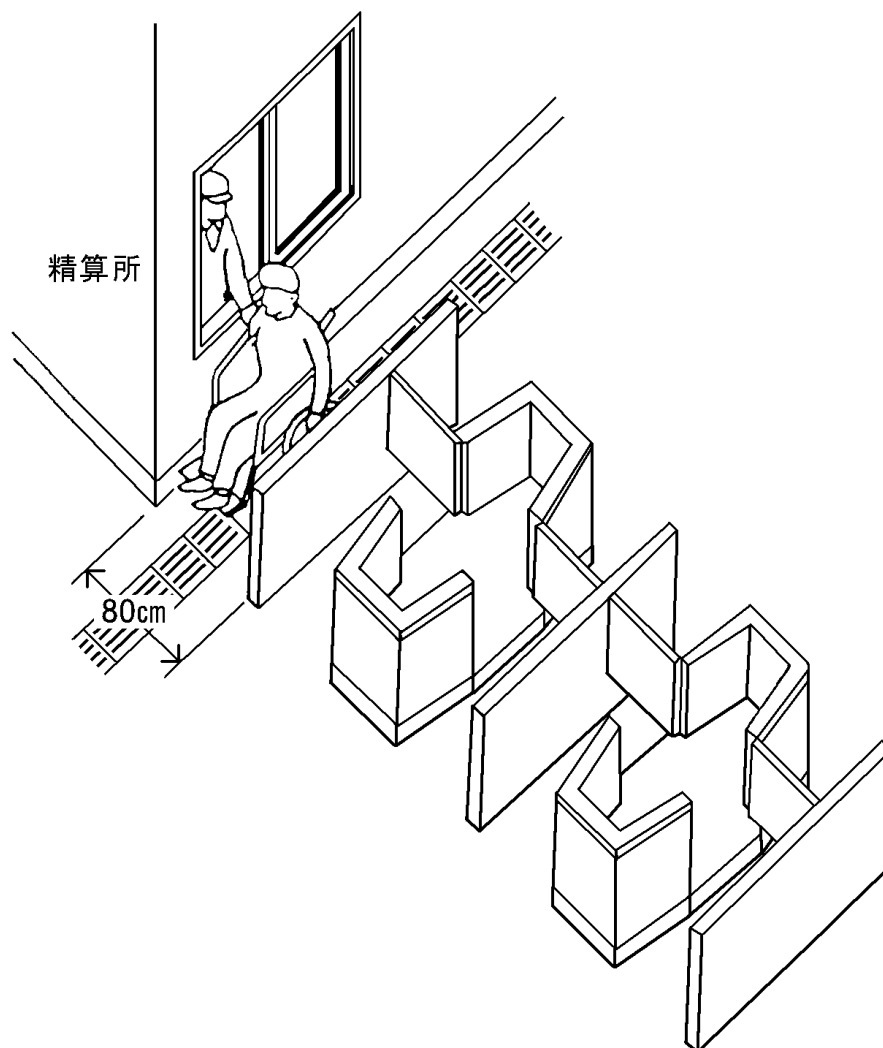
車いす使用者用観覧席の例



15 改札口

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
幅 段差解消	公共交通機関の施設に改札口を設ける場合にあつては、その1以上は、次に定める構造であること。 (一) 幅は、内法が80cm以上であること。 (二) 床面には、通行の際に支障となる段差が設けられていないこと。	
(設計上の参考) ・ 誘導用床材を出入口から券売機、改札口、便所などまで連続して設置する。		

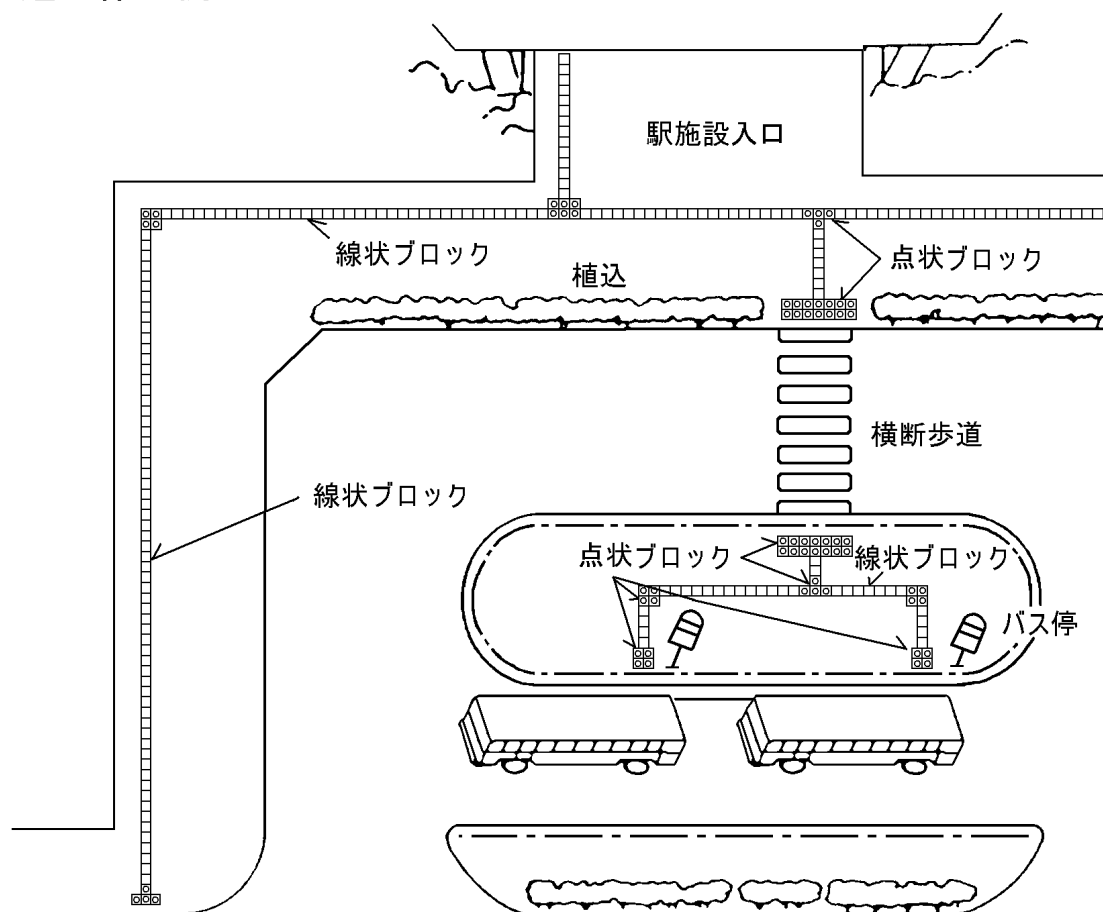
改札口の配置例



1 歩 道

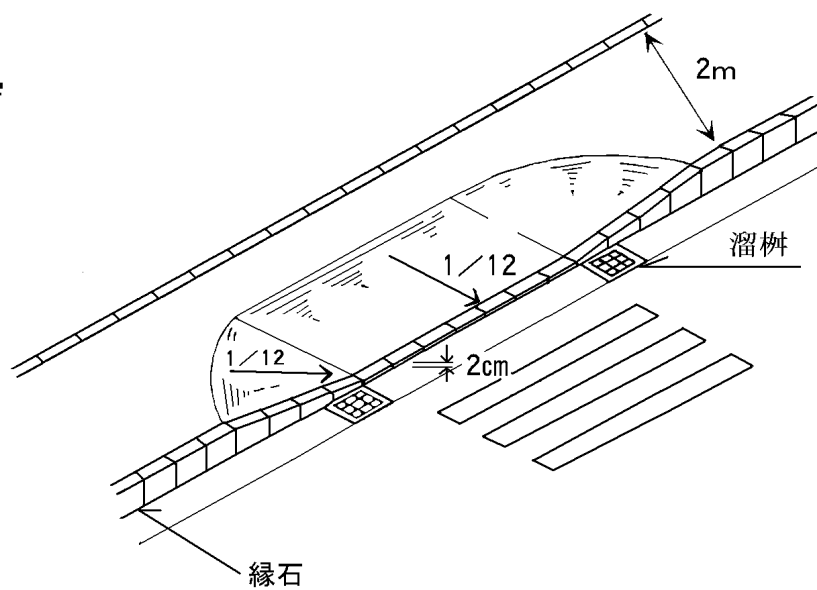
項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
幅員	歩道を設ける場合にあっては、次に定める構造であること。	・ 35ページ参照
歩道と車道の分離	(一) 幅員は、200cm以上であること。	
表面の仕上	(二) 歩道と車道とは、分離されていること。	
交差点・横断歩道	(三) 表面は、滑りにくい仕上げであること。	
排水溝	(四) 交差点または横断歩道と接する部分には、通行の際に支障となる段差が設けられていないこと。	
視覚障がい者誘導用床材等	(五) 歩道を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造のふたが設けられていること。	
	(六) 公共交通機関の施設の周辺の歩道には、視覚障がい者の利用を勘案して、誘導用床材および注意喚起用床材が適切に敷設されていること。	
(設計上の参考) ・ 歩道と車道の分離の方法は、車両の通行量など道路の諸条件を考慮して行う。 ・ 歩道に傾斜を生じる場合のこう配は、12分の1以下を標準とする。 ・ 歩道と車道の段差は、車いすが乗り入れできるように12分の1以下のこう配ですりつけることとし、水平区間がとれる所は150cm以上の区間を設ける。 ・ 段差は2cmを標準とし、角は面をとるか丸める。 ・ 誘導用床材は、人がその上を歩いても電柱や標識などに衝突しない位置に設置する。		

歩道全体の例

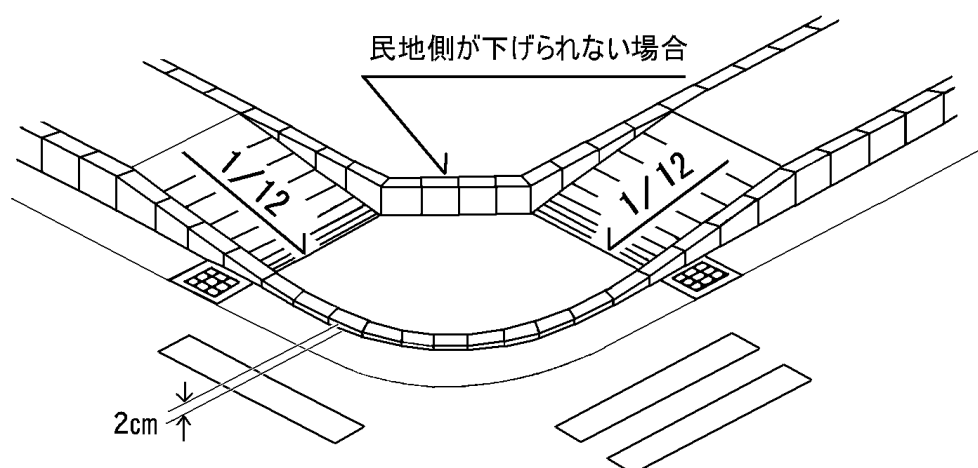


歩道切り下げ

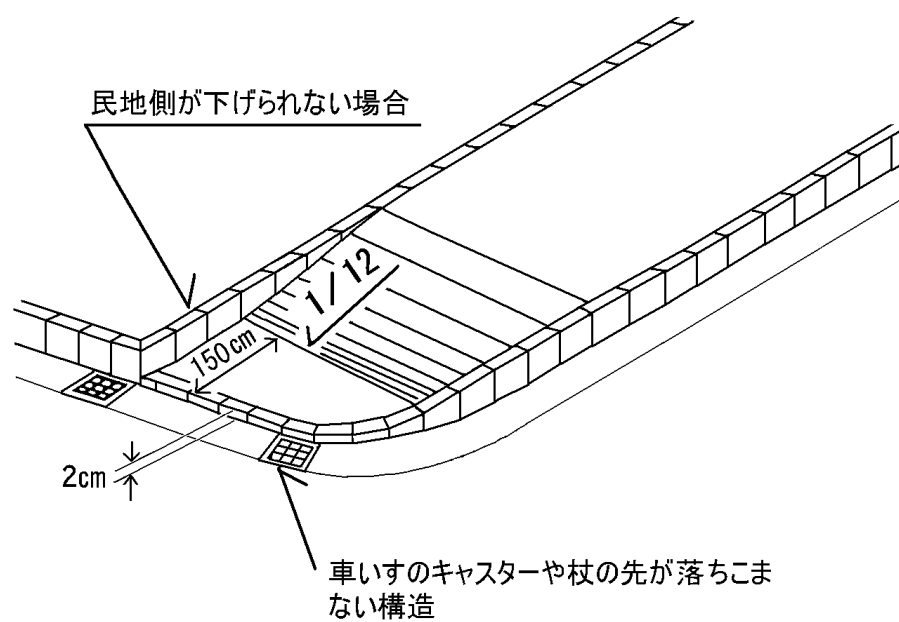
タイプ 1



タイプ 2



タイプ 3



歩道と車道の道路面との段差解消の例



(角を削りとした例)

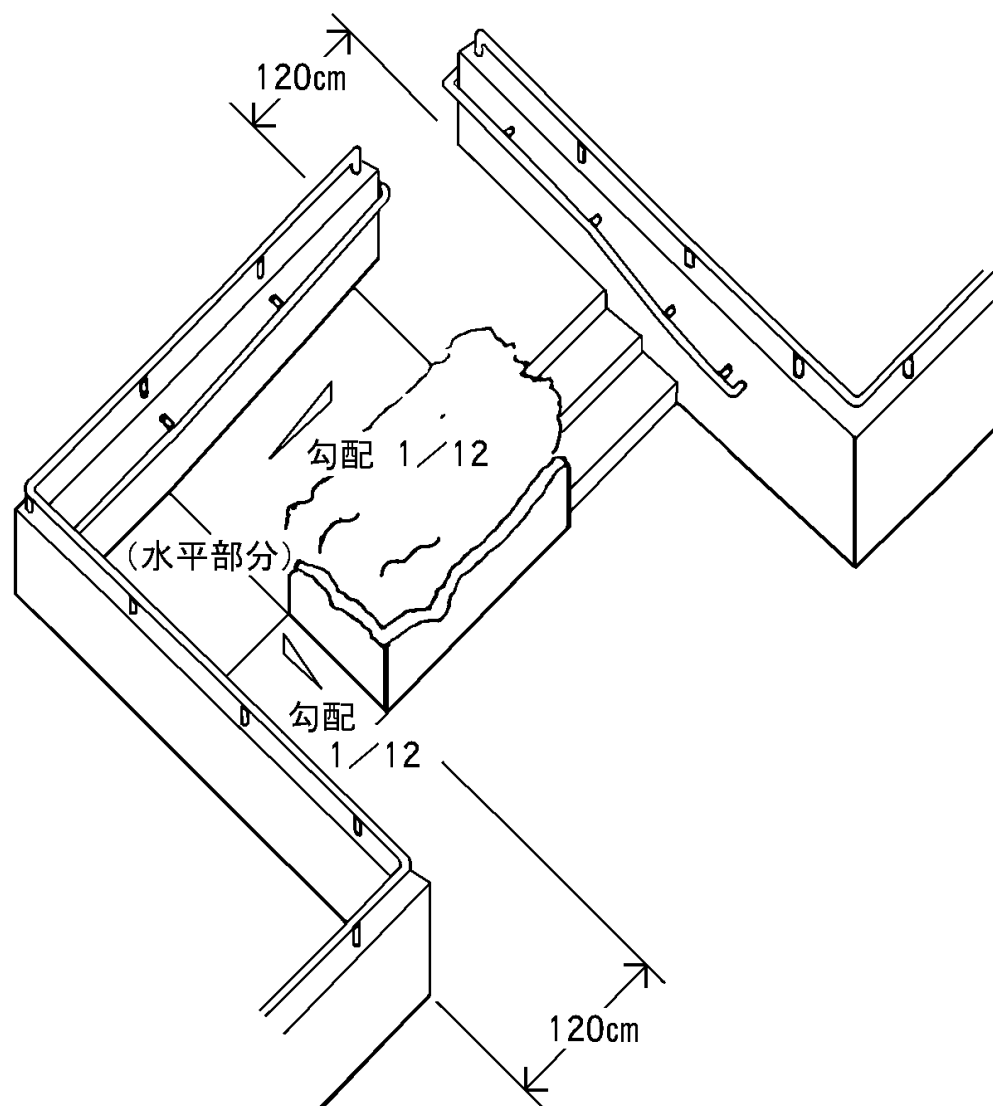


(丸面の例)

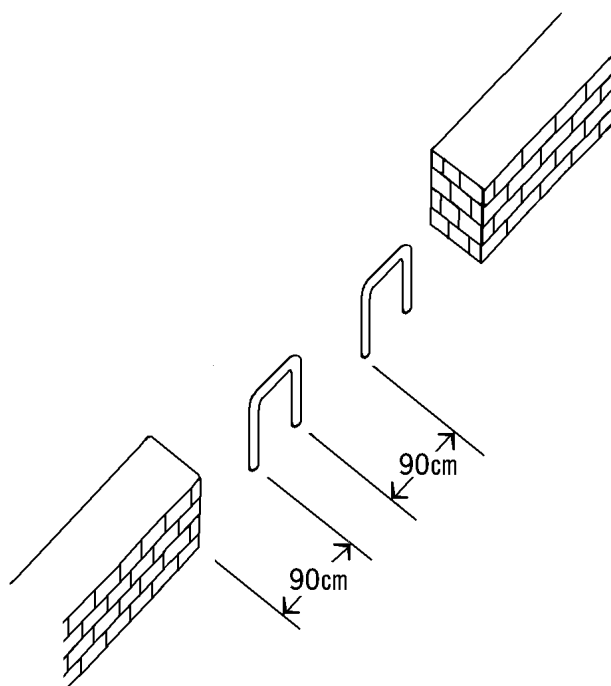
1 出入口

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
幅員 表面の仕上 段差解消	利用者の用に供する出入口のうち1以上は、次に定める構造であること (一) 幅員は、120cm以上であること。 (二) 表面は、滑りにくい仕上げであること。 (三) 通行する際に支障となる段差が設けられていないこと。	・120cmは人（横向き）と車いすとがすれ違いがで き、松葉つえ利用 者が円滑に通 過できる寸法
(設計上の参考) ・公園の形態により段差が生じる場合は、スロープを併設する。また、残存段差は2cm以下とする。 ・スロープのこう配は、12分の1以下とする。 ・出入口に車止めを設ける場合は、間隔を90cm程度とし、前後に150cm以上の水平部分を設ける。		

出入口の例



車止柵の設置例



2 便 所

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
車いす使用者用便所	(一) 利用者の用に供する便所を設ける場合にあっては、その1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、1の部6の項(一)および(二)に定める構造であること。	・ 28ページ参照
小便器	(二) 利用者の用に供する便所に男子用小便器を設ける場合にあっては、その1以上は、1の部6の項(三)に定める構造のものであること。	・ 28ページ参照

3 駐車場

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
区画数	(一) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合にあっては、車いす使用者用駐車区画が1以上設けられていること。	
車いす使用者用駐車区画	(二) (一)の車いす使用者用駐車区画は、1の部7の項(二)に定める基準に準じたものであること。	・32ページ参照
通路	(三) 1の項に定める構造の出入口から(一)の車いす使用者用駐車区画に至る駐車場の通路は、1の部8の項(一)から(三)までに定める構造に準じたものであること。	・34ページ参照

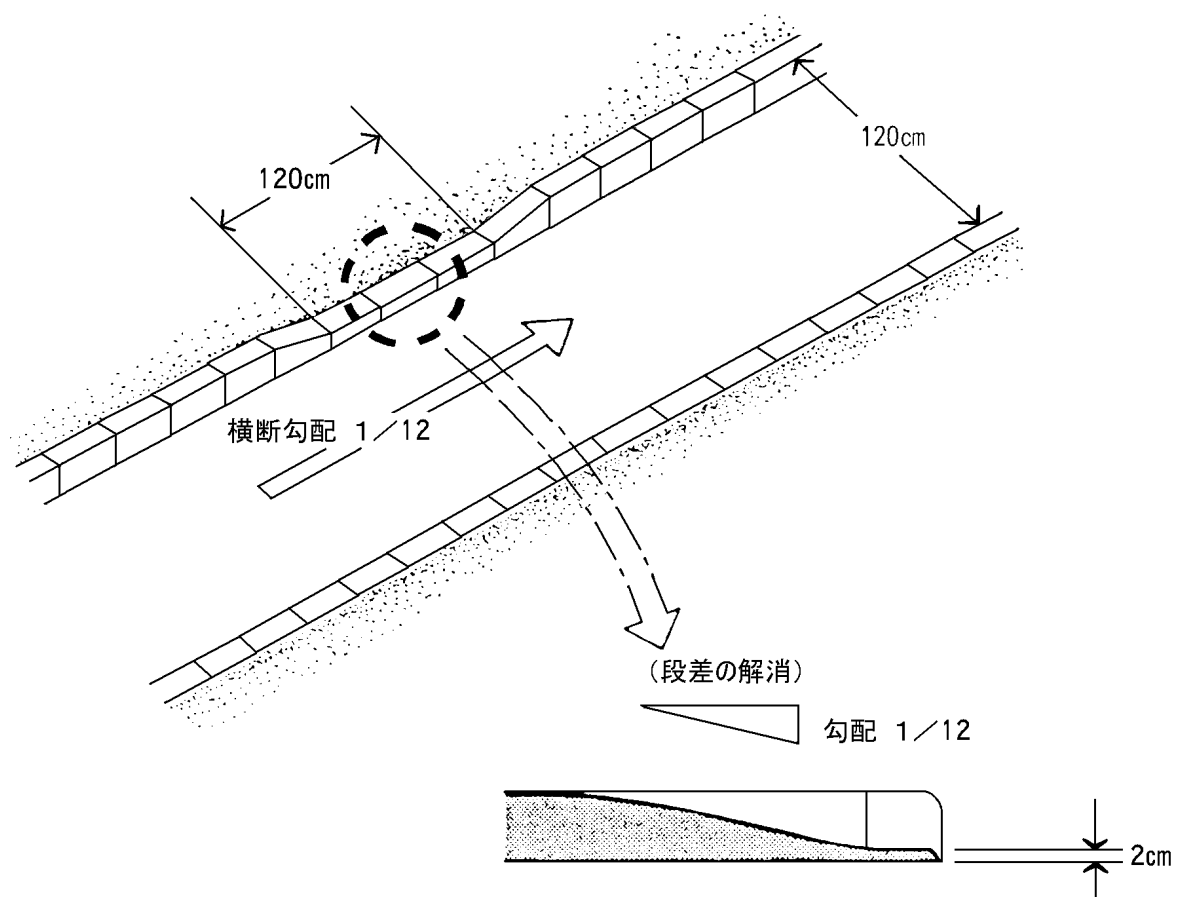
4 園 路

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
幅員 表面の仕上 排水溝 縦断こう配	1の項に定める構造の出入口に接する園路であって、利用者の用に供するもののうち1以上は、次に定める構造であること。 (一) 幅員は、120cm以上であること。 (二) 表面は、滑りにくい仕上げであること。 (三) 園路を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造のふたが設けられていること。 (四) 縦断こう配は、12分の1を超えていないこと。	・120cmは人（横向き）と車いすがすれ違いができ、松葉つえ利用者が円滑に通過できる寸法。 ・35ページ参照
(設計上の参考) ・園路に分岐点やすれ違いを必要とする場合は、180cm以上確保する。 ・園路の縦断こう配は可能な限り4%(1/25)以内とし、3~4%(1/33~1/25)のこう配が50m以上続く場合は、途中に150cm以上の水平部分を設ける。こう配が4%を超える場合は、斜路の終始部に180cm以上の水平部分を設ける。 ・最大縦断こう配は6%(1/17)以内に抑え、やむを得ない場合に8%(1/12)以下とする。 ・横断こう配は水こう配程度とし、可能な限り水平とする。 ・園路の縁石の切り下げは、残存段差を2cm以下とし、面取りとするか角を丸める。 ・園路に段差や階段がある場合は、傾斜路を併設する。 ・すりつけこう配は8%(1/12)以下とし、切り下げ部分の有効幅員は120cm以上とする。 ・危険防止、誘導、移動補助のために、必要に応じて手すりを設ける。 ・必要に応じて視覚障害者用誘導ブロックを設置する。 ◎都市公園、港湾緑地にあっては、国土交通省の都市公園技術標準解説書(身体障害者を考慮した公園施設編)を参考とする。		

5 案内標示

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
案内板	案内板を設ける場合にあっては、その1以上は、1の部11の項に定める構造であること。	・40ページ参照

園路の例



1 出入口

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
	利用者の用に供する出入口のうち1以上は、1の部1の項に定める構造に準じたものであること。	・10ページ参照

2 駐車場

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
区画数	(一) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合にあっては、車いす使用者用駐車区画が1以上設けられていること。	
車いす使用者用駐車区画	(二) (一)の車いす使用者用駐車区画は、1の部7の項(二)に定める基準に準じたものであること。	・32ページ参照
通路	(三) 1の項に定める構造の出入口から(一)の車いす使用者用駐車区画に至る駐車場の通路は、1の部8の項(一)から(三)までに定める構造に準じたものであること。	・34ページ参照

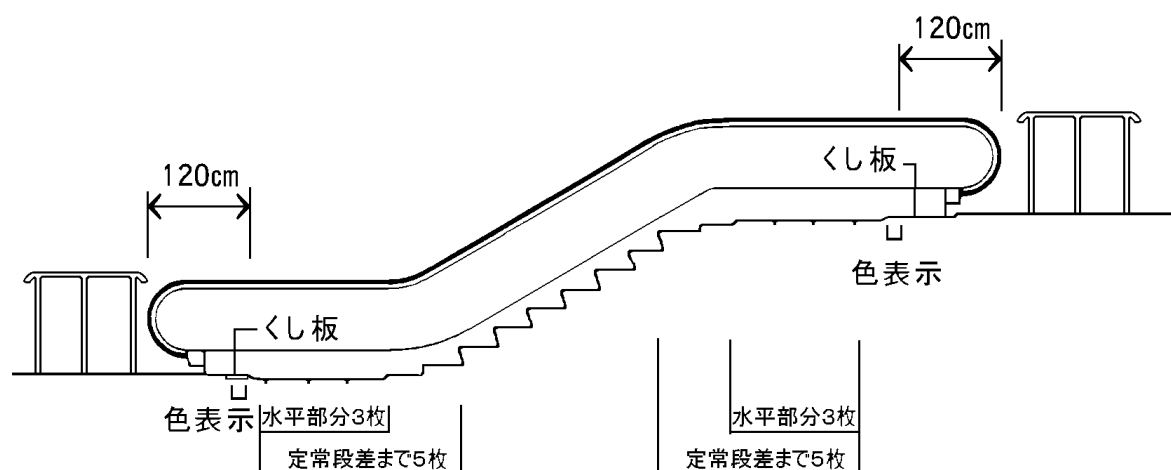
1 エスカレーター

○ エスカレーターは、エレベーターと同様に障がい者等の上下移動に有効な設備である。

(配慮すること)

- ① エスカレーターは、S1000型（有効幅員100cm）またはS1200型（有効幅員120cm）とする。
また、できれば車いす用エスカレーターとする。
- ② ステップの水平部分は3枚程度、定常段差まで5枚程度とする。
- ③ 移動手すりは、乗り口、降り口ともに120cm程度とする。
- ④ くし板はできるだけ薄いものとし、ステップと区別しやすいように色により縁取りをする。
- ⑤ 昇降速度は30m／分以下とする。

エスカレーターの例



2 自動販売機・券売機

- 車いす使用者や子どもでも容易に利用できるようにする。

(配慮すること)

《自動販売機》

- ① コイン投入口、操作ボタンおよび取り出し口が、高さ40～120cmの範囲内にあるものとする。
取り出し口については、あまり腰を曲げないで取り出せる位置とする。
- ② 操作ボタンには、商品名と金額を点字表示する。

《券売機》

- ① 券売機の下部に、車いすのフットレストが入るように、高さ65cm程度のスペースを設ける。
- ② コイン投入口、操作ボタンは、高さ120cmを限度とする。
- ③ 操作ボタンには、行き先と金額を点字表示する。
- ④ 券売機まで、必要な視覚障がい者誘導ブロックを設置する。

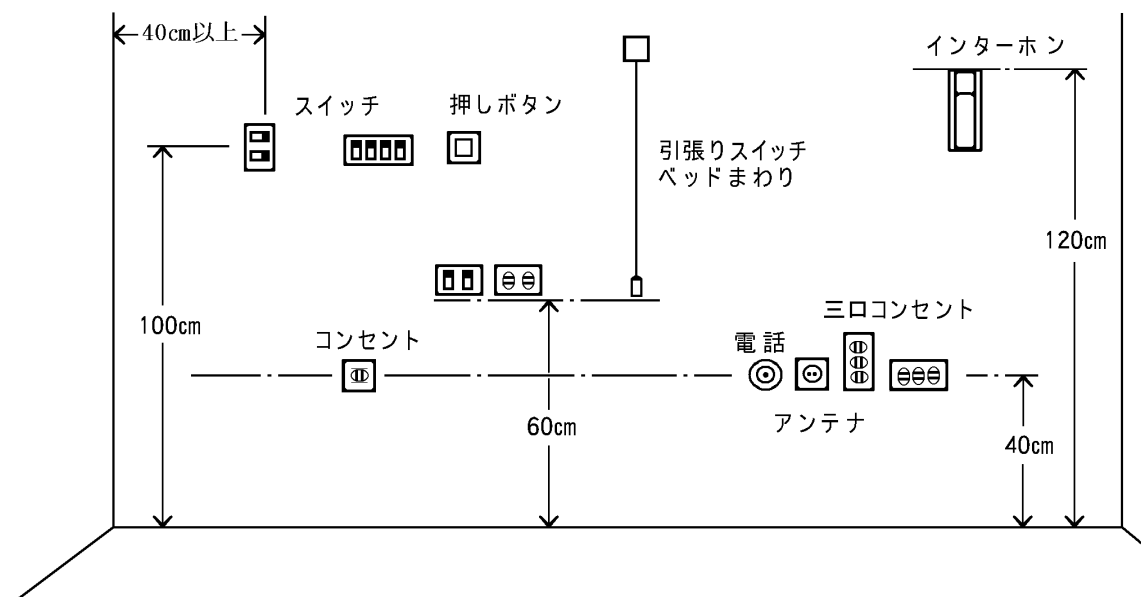
3 コンセント・スイッチ

- 各種の障がい者が使いやすい構造、位置とする。

(配慮すること)

- ① コンセントの位置は、床上40cm程度とする。
- ② 壁スイッチは、床上100cm程度とし、点字表示をする。また、上下に操作して切り替えるスイッチとする。
- ③ 電灯の引っ張り式スイッチは、下端が床上60cm程度とする。
- ④ インターホンは、上端が床上120cm程度とする。

コンセント・スイッチなどの高さの例



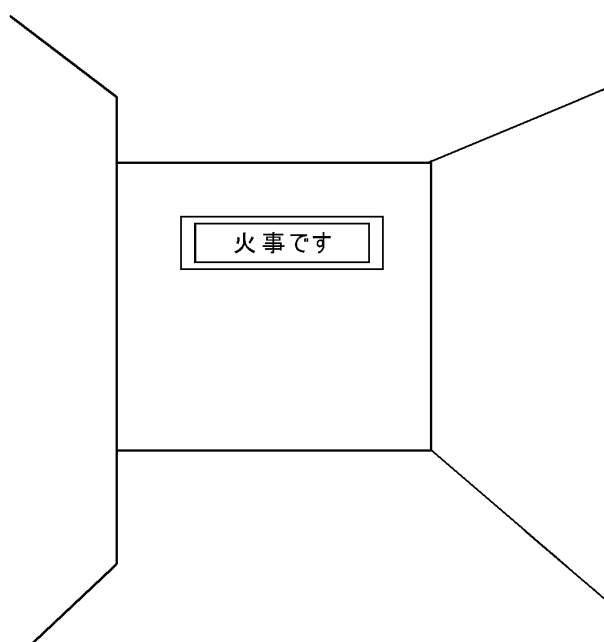
4 緊急時の設備

- 障がい者や高齢者は、災害などの緊急時にはとりわけ対応が遅くなりがちであるので、障がい者や高齢者が安全に避難できるよう配慮する。

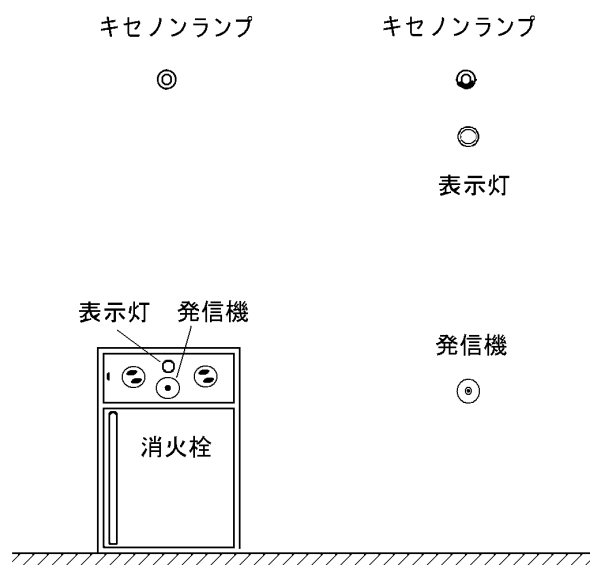
（配慮すること）

- ① 視覚障がい者に対しては、音による伝達が有効であるので、災害発生などを放送により伝達する設備を設ける。この場合、災害報知機などと連動した自動放送設備とする。
- ② 聴覚障がい者に対しては、光や文字による伝達が有効であるので、災害発生などをキセノンランプ等で伝達するとともに、文字による表示設備を設ける。また、光による伝達は、光覚を有する視覚障がい者に対しても有効である。
- ③ 避難経路の表示については、建物各階の案内板に点字入りで表示するとともに、光走行式避難誘導装置（光源列を避難方向に沿って配置し、これらを順次点滅させて避難口へ誘導する装置）を各階に設ける。
- ④ 就寝中の者は、視覚および聴覚の注意力が低下するので、直接人体に振動を与えることにより、異常を伝達する装置を設ける。
- ⑤ 避難経路には、障害物や段差を設けない。やむを得ず段差を生じる場合は、スロープを併設する。
- ⑥ 防火戸は、有効幅員80cm以上とし、弱い力でも開閉できるものとする。

文字による表示の例



点滅型音響装置の例



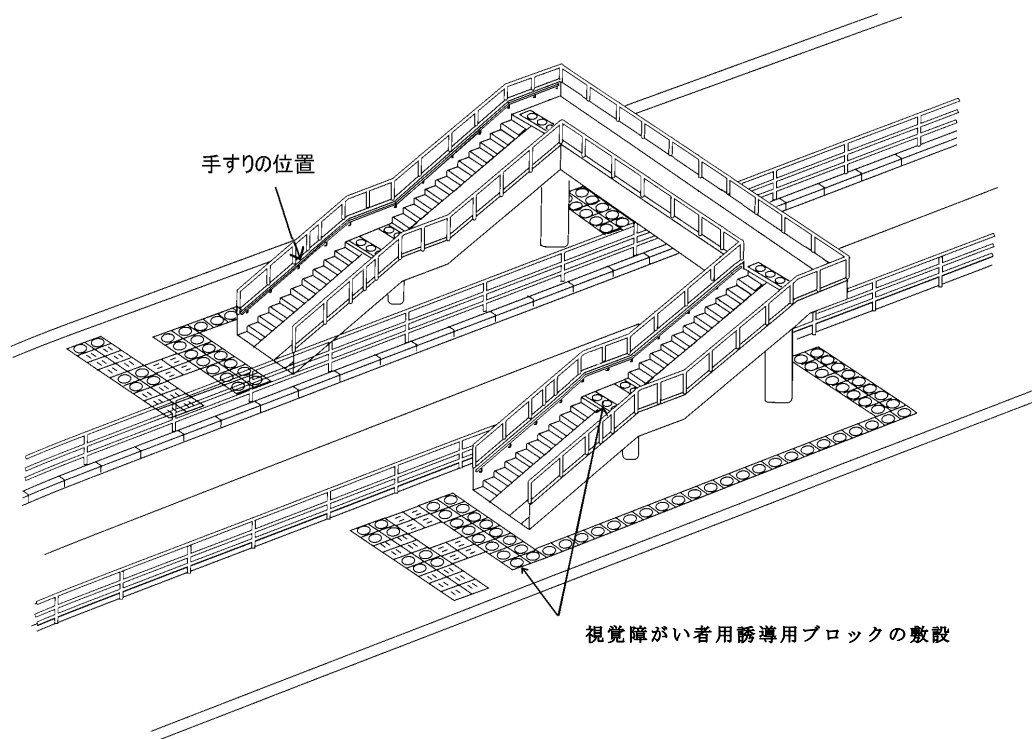
5 歩道橋・地下道

- 障がい者、高齢者等の利用が多く見込まれる箇所での立体横断施設は、可能な限り利用に配慮した構造とする。

（配慮すること）

- ① 階段、踊り場には手すりを設け、障がい者等の安全の確保をする。
- ② 階段は、できるだけ緩やかなこう配とし、途中でこう配を変更しない。
- ③ 車いす使用者が利用できるように、できる限りスロープを設置する。
- ④ 階段の始点・終点および踊場に、視覚障がい者用誘導用ブロックを設置する。
- ⑤ エレベーター、エスカレーターを併設する。

立体横断施設の例



6 道路の付帯設備

《郵便ポスト》

- ① 差し出し口の高さは、100cm～120cmとする。
- ② 車いすで近付けるように、下部に高さ35cm、奥行き20cm以上のスペースを設ける。

《音響信号機》

- ① 主要な横断歩道には、歩行者用信号機に音響信号機を併設する。
- ② 音響信号機の音源は、横断歩道の両端に設け、横断歩道の中心線より外側に設置する。
- ③ 押しボタン式信号機のボタンは、高さ100cm程度とし、点字による表示を設ける。

7 公園の付帯設備

《ベンチ》

- ① 可能な限り水平な場所に設置し、段差は可能な限りなくす。
- ② 座板の高さは40cm～45cm程度とし、両側には手すりと兼用になるような大きめの肘掛を設ける。

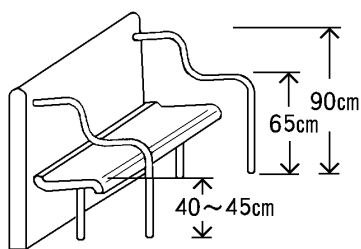
《野外卓》

- ① 車いすが近づけるように、使用方向に150cm以上の水平部分を設ける。
- ② 天板の高さは75cm程度とし、下部に65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを設ける。
- ③ 卓が複数ある場合には、間隔は220cm以上とする。

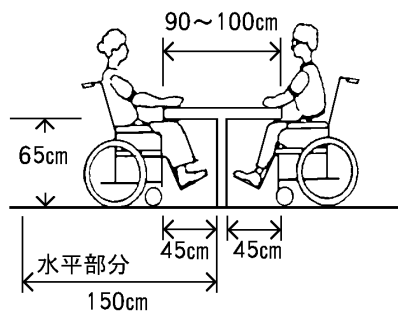
《水飲み器》

- ① 水飲み器の高さは80cm程度とし、下部に車いすのフットレストが入るスペースを設ける。
- ② 給水栓は、ボタン式またはレバー式とする。

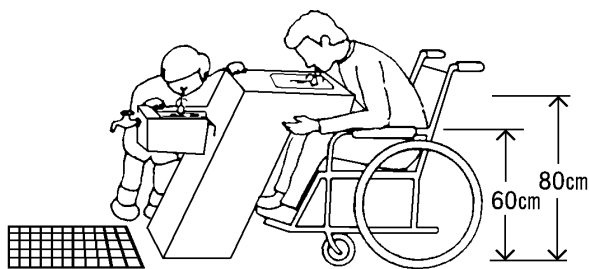
ベンチの例



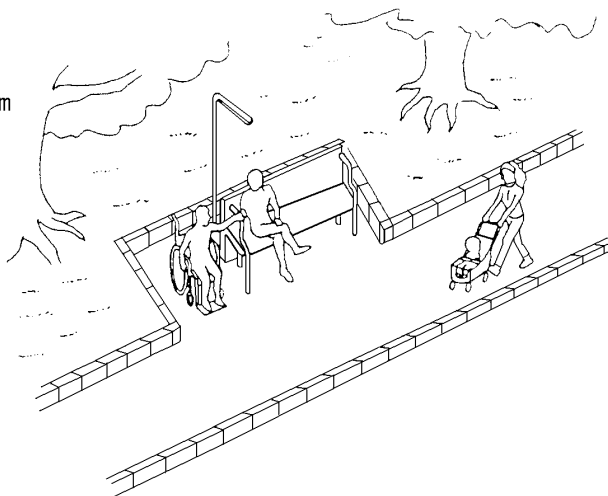
野外卓の例



水飲み器の例



ベンチの配置例



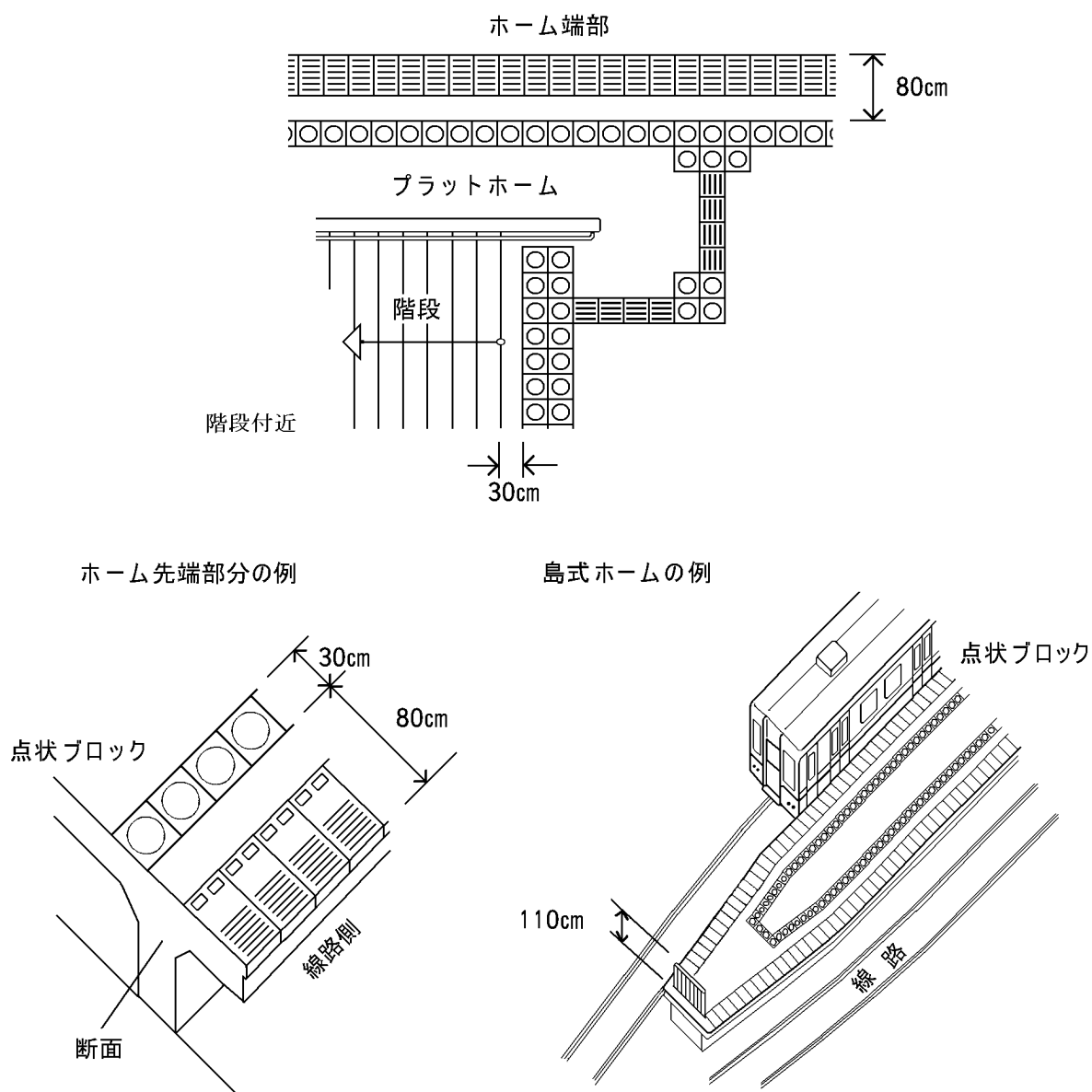
8 プラットホーム

- ホームから線路への転落防止、列車入線時の危険防止など安全面を特に配慮する。

(配慮すること)

- ① ホームには、転落防止のために、先端から80cm以上内側に点字ブロックを連続して設置する。この時、ホームにある建物の支柱、およびベンチ、自動販売機などの設備が、点字ブロックの妨げにならないよう注意する。
- ② 列車の入線、発車を知らせるために、ベル等の設備のほかにその旨を文字で表示する電光掲示板を設ける。
- ③ ホームには、可能な限り屋根を設ける。
- ④ ホームの両端には、転落防止用に高さ110cm程度の柵を設ける。

プラットホームの例



9 バス停留所・タクシー乗り場

《バス停留所》

- ① 停留所には、可能な限り上屋やひさしを設ける。
- ② 停留所を表示するために、視覚障がい者用誘導ブロックを設置する。
- ③ バスターミナルでは、放送による案内のほかに、文字による表示設備を設ける。
- ④ 停留所には、バスの接近を音声と光で表示する設備を設ける。

《タクシー乗り場》

- ① 乗り場には、可能な限り上屋やひさしを設ける。
- ② 乗り場を表示するために、視覚障がい者用誘導ブロックを設置する。
- ③ 乗り場と車道に段差がある場合は、段差の一部を切り下げ、車いすがタクシーに近づけるようにする。

10 車両

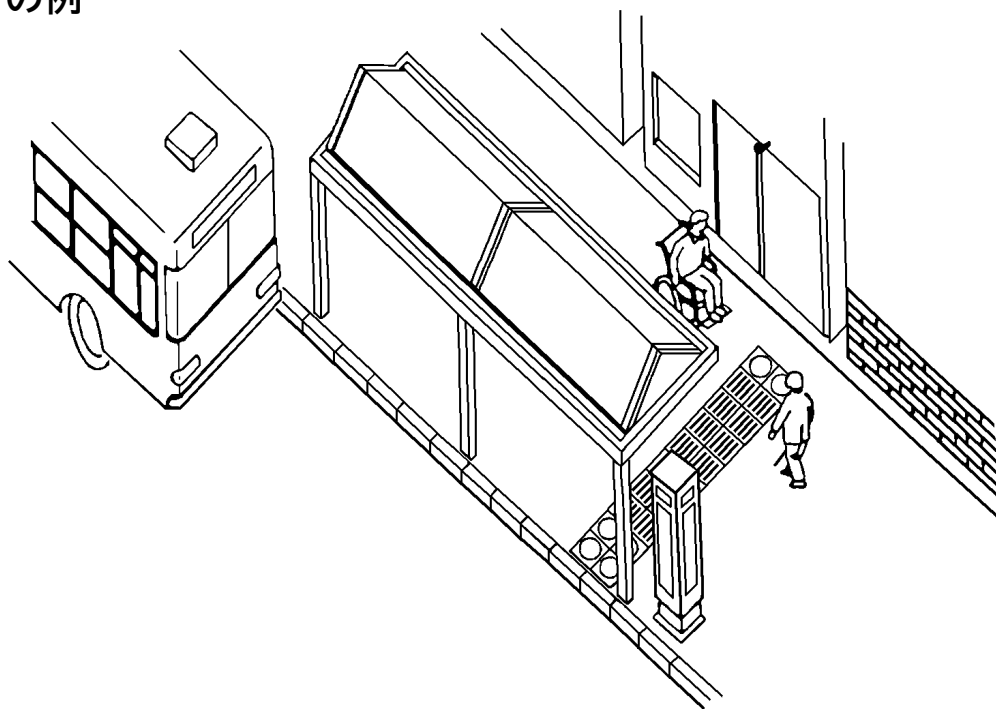
《列車》

- ① 列車の乗降口は、プラットホームと同じ高さとし、乗降口と車内に段差を設けない構造とする。
- ② 車両内部のドアは、自動ドアとする。
- ③ 車両内部の通路は、車いすが移動できるように有効幅員を80cm以上確保する。
- ④ 列車編成ごとに、1か所以上車いす使用者用の座席を設ける。
- ⑤ 列車編成ごとに、1か所以上障害者用トイレを設ける。
- ⑥ 次の停車駅、扉の開く側を音声と文字により案内する。

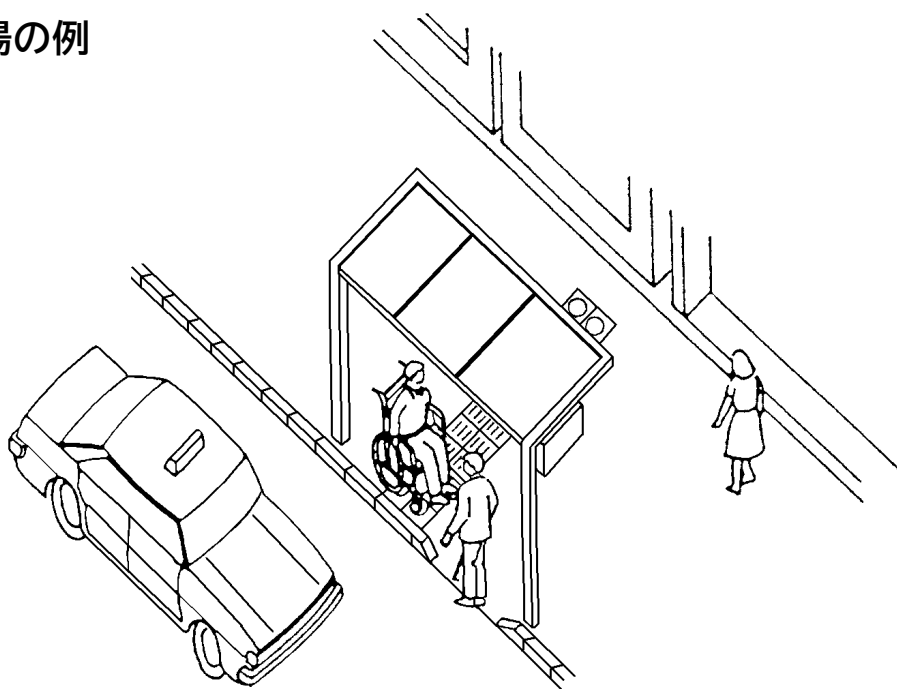
《バス》

- ① バスの車両は、低床化を図る。
- ② 障がい者および高齢者優先座席を確保し、降車合図ボタンを押しやすい位置に設ける。
- ③ 乗車口のドアと連動した自動放送装置および次の停留所を音声と文字により案内する。
- ④ 車いすのまま乗降できるリフト付きバス車両を運行することが理想である。

バス停留所の例



タクシー乗り場の例



(注) 上屋を道路、駅前広場等に設置する場合には
道路管理者と交通管理者の同意および建築確
認（又は計画通知）等が必要となる。

適合証交付請求書（建築物）

年 月 日

福井県知事 様
市 町 長 様

請求者
住所
氏名
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

適合証の交付を受けたいので、福井県福祉のまちづくり条例第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

公 益 的 施 設 の 名 称							
公 益 的 施 設 の 所 在 地							
規 模	敷地面積	平方メートル	建築面積	平方メートル	延べ床面積	平方メートル	
構 造	造 地上 階 地下 階						
用		途					
用 途 の 内 訳	(				平方メートル		
	(				平方メートル		
	(				平方メートル		
	(				平方メートル		
	(				平方メートル		
連 絡 先		担当者氏名					
		電 話 番 号					
* 備 考							

注 1 *印のある欄には、記入しないでください。

。

適合証交付請求書（建築物以外）

年 月 日

福井県知事 様

請求者
住所
氏名
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

適合証の交付を受けたいので、福井県福祉のまちづくり条例第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

公 益 的 施 設 の 名 称			
公 益 的 施 設 の 所 在 地			
用 途			
規 模	道 路	延 長	メートル
	公 園 等	施 設 面 積	平方メートル
	駐車施設	駐 車 面 積	平方メートル
連 絡 先	担当者氏名		
	電 話 番 号		
* 備考			

注 1 *印のある欄には、記入しないでください。
2 「規模」欄は、該当する施設について記入してください。

整備基準適合状況調書（建築物用）

建築物の名称			建築物の所在地		
用 途					

整備箇所	整 備 項 目			※ 備 考		
1 外部出入口 （各1以上）	(1) 直接地上に通じる出入口	ア 内法80cm以上の幅	cm			
		イ 自動的に開閉する構造の戸または車いす使用者が円滑に開閉することができる構造の戸（戸を設ける場合） 戸の開閉方式（ ）	有 無			
		ウ 通行の際に支障となる段の有無	有 無			
	(2) 直接駐車場に通じる出入口	ア 内法80cm以上の幅	cm			
		イ 自動的に開閉する構造の戸または車いす使用者が円滑に開閉することができる構造の戸（戸を設ける場合） 戸の開閉方式（ ）	有 無			
		ウ 通行の際に支障となる段の有無	有 無			
2 居室出入口 （各1以上）	各居室の出入口	ア 内法80cm以上の幅	cm			
		イ 自動的に開閉する構造の戸または車いす使用者が円滑に開閉することができる構造の戸（戸を設ける場合） 戸の開閉方式（ ）	有 無			
		ウ 通行の際に支障となる段の有無	有 無			
3 廊下等	(1) 滑りにくい仕上げ（表面）			有 無		
		(2) 段の有無（有の場合には、次のアからカまでの事項について記入してください。）		有 無		
	段の構造	ア 手すりの設置			有 無	
		イ 回り段の有無			有 無	
		ウ 滑りにくい仕上げ（表面）			有 無	
		エ 色等による段の識別のしやすさ（段の踏面）			有 無	
		オ つまづきにくい構造			有 無	
		カ 注意喚起用床材の敷設（段の上端付近）			有 無	
	(3) 直接地上に通じる出入口または直接駐車場に通じる各出入口から各居室の出入口に至る経路にある廊下等（1以上）	直接地上に通じる出入口	ア 内法120cm以上の幅	cm		
			イ 車いす転回スペースの確保（末端付近および区間50m以内ごと）	有 無		
			ウ 高低差の有無	有 無		
			エ 傾斜路または車いす使用者用特殊構造昇降機の設置（傾斜路を設ける場合には、次の(ア)から(キ)までの事項について記入してください。）	有 無		
		傾斜路の構造	(ア) 内法120cm以上（段を併設する場合には、90cm以上）の幅	cm		
			(イ) 1/12以内（高低差が16cm以下の場合には、1/8以内）のこう配	／		
			(ウ) 滑りにくい仕上げ（表面）	有 無		
(エ) 踏幅150cm以上の水平部分の設置（高低差75cm以内ごと）			有 無			

			(オ) 手すりの設置（傾斜部分）	有	無		
			(カ) 色等による傾斜の識別のしやすさ	有	無		
			(キ) 注意喚起用床材の敷設（傾斜部分の上端付近）	有	無		
		オ 水平の確保（外部出入口、居室出入口、エレベーターの出入口等に接する部分）		有	無		
		(4) 直接地上に通じる出入口から受付等に至る廊下等	誘導用床材の敷設または視覚障がい者誘導装置等の設置	有	無		
4 階段	直接地上に通じる出入口がない階への階段	(5) 社会福祉施設（専ら障がい者または高齢者が利用するものに限る。）および医療施設の廊下等		手すりの設置	有	無	
		ア 手すりの設置		有	無		
		イ 回り段の有無		有	無		
		ウ 滑りにくい仕上げ（表面）		有	無		
		エ 色等による段の識別のしやすさ（段の踏面）		有	無		
		オ つまづきにくい構造		有	無		
		カ 注意喚起用床材の敷設（段の部分の上端付近）		有	無		
5 エレベーター	エレベーターの構造	エレベーターの設置 (有の場合には、次のアからサまでの事項について記入してください。)		有	無		
		エレベーターの構造	ア 内法80cm以上の幅の出入口		cm		
			イ 1.83㎡以上のかごの床面積		㎡		
			ウ 内法135cm以上のかごの奥行き		cm		
			エ 車いすの転回の支障（かごの平面形状）	有	無		
			オ 停止位置および現在位置の表示装置の設置（かご内）	有	無		
			カ 音声により停止階および戸の開鎖を知らせる装置の設置（かご内）	有	無		
			キ 車いす使用者が利用しやすい位置の制御装置の設置（かご内）	有	無		
			ク 制御装置の点字の表示（かご内）	有	無		
			ケ 手すりの設置（かご内）	有	無		
			コ 戸の開閉状態を確認することができる鏡の設置（かご内）	有	無		
			サ 出入口の戸が開いたときのかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無		
		乗降ロビーの構造	ア 内法150cm以上の幅および奥行き	幅	cm		
			イ 車いす使用者が利用しやすい位置の制御装置の設置	有	無		
			ウ 制御装置の点字の表示	有	無		
			エ 到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無		
6 便所	車いす使用者用便房のある便所の構造	(1) 車いす使用者用便房がある便所の設置（有の場合には、次のアからキまでの事項について記入してください。）		有（無）	箇所		
		車いす使用者用便房のある便所の構造	ア 内法80cm以上の幅の出入口		cm		
			イ 車いす使用者が円滑に開閉することができる構造の戸（戸を設ける場合）戸の開閉方式（ ）	有	無		
		車いす使用	ウ 車いす使用者が円滑に利用することができる床面積の確保		㎡		

7 駐車場	者用便房の構造	エ 腰掛便座の設置	有	無	
		オ 手すり等の設置	有	無	
		カ 内法80cm以上の幅の出入口		cm	
		キ 車いす使用者が円滑に開閉することができる構造の戸（戸を設ける場合）戸の開閉方式（ ）	有	無	
	(2) 車いす使用者が円滑に利用することができる洗面所の設置（有の場合には、次のアからエまでの事項について記入してください。）		有	無	
	洗面所の構造	ア 操作が容易な水栓器具 水栓器具の操作方式（バ-式 光感知式 その他（ ））	有	無	
		イ 車いす使用者の利用に配慮した高さ		cm	
		ウ 車いす使用者が利用しやすい空間の設置（洗面器の下部）	有	無	
		エ 手すりの設置（洗面器の周囲）	有	無	
	(3) 男子小便器のある便所	床置きで手すりの付いた男子用小便器の設置	有	無	
	(4) 社会福祉施設（専ら障がい者または高齢者が利用するものに限る。）および医療施設の便所	腰掛便座および手すりが設置された便房の設置（車いす使用者用便房のある便所以外の便所）	有	無	
	(1) 車いす使用者用駐車区画の設置（有の場合には、次のアからウまでの事項について記入してください。）		有（無）	台分	
	車いす使用者用駐車区画の構造	ア 外部出入口に近い位置への設置	有	無	
		イ 350cm以上の幅		cm	
		ウ 車いす使用者用である旨の見やすい方法による表示	有	無	
(2) 外部出入口から車いす使用者用駐車区画に至る駐車場の通路	段の構造	ア 滑りにくい仕上げ（表面）	有	無	
		イ 段の有無（有の場合には、次の(ア)から(オ)までの事項について記入してください。）	有	無	
		(ア) 手すりの設置	有	無	
		(イ) 回り段の有無	有	無	
		(ウ) 滑りにくい仕上げ（表面）	有	無	
		(エ) 色等による段の識別のしやすさ（段の踏面）	有	無	
		(オ) つまづきにくい構造	有	無	
	ウ 120cm以上の幅員		cm		
	エ 高低差の有無	有	無		
	オ 傾斜路または車いす使用者用特殊構造昇降機の設置（傾斜路を設ける場合には、次の(ア)から(カ)までの事項について記入してください。）	有	無		
	傾斜路の構造	(ア) 120cm以上(段を併設する場合には、90cm以上)の幅員		cm	
		(イ) 1/12以内(高低差が16cm以下の場合には、1/8以内)のこう配		/	
(ウ) 滑りにくい仕上げ（表面）		有	無		
(エ) 踏幅150cm以上の水平部分の設置（高低差75cm以内ごと）		有	無		
(オ) 手すりの設置（傾斜部分）		有	無		
(カ) 色等による傾斜の識別のしやすさ（傾斜部分）		有	無		

		カ つえ、車いすの車輪等が落ち込まないふたの設置 (駐車場の通路を横断する排水溝)	有 無		
8 敷地内の通路	(1) 滑りにくい仕上げ (表面)		有 無		
	(2) 段の有無 (有の場合は、次のアからオまでの事項について記入してください。)		有 無		
	段の構造	ア 手すりの設置	有 無		
		イ 回り段の有無	有 無		
		ウ 滑りにくい仕上げ (表面)	有 無		
		エ 色等による段の識別のしやすさ (段の踏面)	有 無		
		オ つまづきにくい構造	有 無		
	(3) 各外部 出入口 (直接地上に通じるものに限る。) から道または車いす使用者用駐車区画に至る経路	ア 120cm以上の幅員		cm	
		イ 高低差の有無	有 無		
		ウ 傾斜路または車いす使用者用特殊構造昇降機の設置 (傾斜路を設ける場合には、次の(ア)から(オ)までの事項について記入してください。)	有 無		
		傾斜路の構造	(ア) 120cm以上(段を併設する場合には、90cm以上)の幅員		cm
			(イ) 1/12以内(高低差が16cm以下の場合には、1/8以内)のこう配		/
			(ウ) 踏幅150cm以上の水平部分の設置 (高低差75cm以内ごと)	有 無	
			(エ) 手すりの設置 (傾斜部分)	有 無	
			(オ) 色等による傾斜の識別のしやすさ	有 無	
エ つえ、車いすの車輪等が落ち込まないふたの設置 (敷地内の通路を横断する排水溝)	有 無				
(4) 直接地上に通じる各出入口から道に至る通路	ア 誘導用床材の敷設または音声誘導装置の設置	有 無			
	イ 注意喚起用床材の敷設 (車路に接する部分および車路を横断する部分ならびに傾斜部分および段の部分の上端付近)	有 無			
9 受付カウンターおよび記載台 (1以上)	(1) 車いす使用者の利用に配慮した高さ			cm	
	(2) 車いす使用者が利用しやすい空間の設置 (下部)		有 無		
10 公衆電話台 (1以上)	(1) 車いす使用者の利用に配慮した高さ			cm	
	(2) 車いす使用者が利用しやすい空間の設置 (下部)		有 無		
11 案内標示 (1以上)	(1) 障がい者、高齢者等がわかりやすい表示方法 (室内板の高さ、文字の大きさ等)		有 無		
	(2) 点字による表示		有 無		
	(3) 車いす使用者用便房のある便所の位置の表示		有 無		
12 浴室およびシャワー室 (1以上)	(1) 手すりの設置 (浴室の洗い場および浴槽ならびにシャワー室)		有 無		
	(2) 操作が容易な1以上の水栓器具 水栓器具の操作方式 (レバー式 光感知式 その他())		有 無		
13 客室 (1以上)	車いす使用者の利用に配慮した客室の設置		有(室分) 無		
	室内の構造	ア 滑りにくい仕上げ (表面)	有 無		
		イ 車いす使用者が円滑に利用することができる床面積の確保		m ²	

	便所の構造	ア 車いす使用者が円滑に利用することができる床面積の確保		m ²		
		イ 腰掛便座の設置		有 無		
		ウ 手すり等の設置		有 無		
		エ 内法80cm以上の幅の出入口		cm		
		オ 車いす使用者が円滑に開閉することができる構造の戸 (戸を設ける場合) 戸の開閉方式 ()		有 無		
	浴室の構造	ア 手すりの設置 (洗い場および浴槽)		有 無		
イ 操作が容易な水栓器具 水栓器具の操作方式 (レバー式 光感知式 その他())		有 無				
14 観覧席	車いす使用者用の席の設置			有(無) 席分		
	車いす使用者用の席の構造	ア 1席当たり85cm以上の幅および110cm以上の奥行き		幅 奥行き	cm cm	
		イ 水平の確保 (床)		有 無		
		ウ 滑りにくい仕上げ (表面)		有 無		
	出入口から車いす使用者用の席に至る通路	ア 内法120cm以上の幅		cm		
		イ 通路の高低差の有無 (有の場合には、次の(ア)から(オ)までの事項について記入してください。)		有 無		
		傾斜路の構造	(ア) 内法120cm以上(段を併設する場合には、90cm以上)の幅	cm		
			(イ) 1/12以内(高低差が16cm以下の場合には、1/8以内)のこう配	/		
			(ウ) 踏幅150cm以上の水平部分の設置 (高低差75cm以内ごと)	有 無		
			(エ) 手すりの設置 (傾斜部分)	有 無		
			(オ) 色等による傾斜の識別のしやすさ	有 無		
ウ 滑りにくい仕上げ (表面)		有 無				
15 改札口 (1以上)	(1) 内法80cm以上の幅		cm			
	(2) 通過の際に支障となる段の有無		有 無			

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

整備基準適合状況調書（道路用）

道路の名称	
道路の所在地	

整備箇所	整備項目		※備考
歩道	(1) 200cm以上の幅員	cm	
	(2) 車道との分離	有 無	
	(3) 滑りにくい仕上げ（表面）	有 無	
	(4) 通行の際に支障となる段差の有無 （交差点または横断歩道と接する部分）	有 無	
	(5) つえ、車いすの車輪等が落ち込まないふたの設置 （歩道を横断する排水溝）	有 無	
	(6) 誘導用床材および注意喚起用床材の敷設 （公共交通機関の施設の周辺）	有 無	

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

整備基準適合状況調書（公園等用）

公園等の名称			公園等の所在地		
用 途					

整備箇所	整 備 項 目			※ 備 考		
1 出入口 (1以上)	(1) 120cm以上の幅員		cm			
	(2) 滑りにくい仕上げ（表面）		有 無			
	(3) 通過する際に支障となる段差の有無		有 無			
2 便所	(1) 車いす使用者用便房がある便所の設置（有の場合には、次のアからキまでの事項について記入してください。）		有（ 無	箇所）		
	車いす使用者用便房のある便所の構造	ア 内法80cm以上の幅の出入口		cm		
		イ 車いす使用者が円滑に開閉することができる構造の戸（戸を設ける場合）戸の開閉方式（ ）		有 無		
		ウ 車いす使用者が円滑に利用することができる床面積の確保		m ²		
		エ 腰掛便座の設置		有 無		
		オ 手すり等の設置		有 無		
		カ 内法80cm以上の幅の出入口		cm		
	車いす使用者用便房の構造	キ 車いす使用者が円滑に開閉することができる構造の戸（戸を設ける場合）戸の開閉方式（ ）		有 無		
		(2) 車いす使用者が円滑に利用することができる洗面所の設置（有の場合には、次のアからエまでの事項について記入してください。）		有 無		
		洗面所の構造	ア 操作が容易な水栓器具 水栓器具の操作方式（バナー式 光感知式 その他（ ））		有 無	
			イ 車いす使用者の利用に配慮した高さ		cm	
	ウ 車いす使用者が利用しやすい空間の設置（洗面器の下部）		有 無			
	エ 手すりの設置（洗面器の周囲）		有 無			
	(3) 男子小便器のある便所		床置きで手すりの付いた男子用小便器の設置		有 無	
3 駐車場	(1) 車いす使用者用駐車区画の設置（有の場合には、次のアからウまでの事項について記入してください。）		有（ 無	台分）		
	車いす使用者用駐車区画の構造	ア 公園等の出入口に近い位置への設置		有 無		
		イ 350cm以上の幅		cm		
		ウ 車いす使用者用である旨の見やすい方法による表示		有 無		
		ア 滑りにくい仕上げ（表面）		有 無		
		イ 段の有無（有の場合には、次の(ア)から(オ)までの事項について記入してください。）		有 無		
		段の構造	(ア) 手すりの設置		有 無	
			(イ) 回り段の有無		有 無	
			(ウ) 滑りにくい仕上げ（表面）		有 無	
	(エ) 色等による段の識別のしやすさ（段の踏面）		有 無			

	(2) 公園等の出入口から車いす使用者用駐車区画に至る駐車場の通路	(オ) つまづきにくい構造	有 無	
		ウ 120cm以上の幅員	cm	
		エ 高低差の有無	有 無	
		オ 傾斜路または車いす使用者用特殊構造昇降機の設置（傾斜路を設ける場合には、次の(ア)から(カ)までの事項について記入してください。）	有 無	
		傾斜路の構造	(ア) 120cm以上（段を併設する場合には、90cm以上）の幅員	cm
			(イ) 1/12以内（高低差が16cm以下の場合には、1/8以内）のこう配	/
			(ウ) 滑りにくい仕上げ（表面）	有 無
			(エ) 踏幅150cm以上の水平部分の設置（高低差75cm以内ごと）	有 無
			(オ) 手すりの設置（傾斜部分）	有 無
			(カ) 色等による傾斜の識別のしやすさ（傾斜部分）	有 無
		カ つえ、車いすの車輪等が落ち込まないふたの設置（駐車場の通路を横断する排水溝）	有 無	
4 園路 (1以上)	(1) 120cm以上の幅員		cm	
	(2) 滑りにくい仕上げ（表面）		有 無	
	(3) つえ、車いすの車輪等が落ち込まないふたの構造（園路を横断する排水溝）		有 無	
	(4) 1/12以内の縦断こう配		/	
5 案内標示 (1以上)	(1) 障がい者、高齢者等がわかりやすい表示方法（室内板の高さ、文字の大きさ等）		有 無	
	(2) 点字による表示		有 無	
	(3) 車いす使用者用便房のある便所の位置の表示		有 無	

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

整備基準適合状況調書（建築物以外の駐車施設用）

駐車施設の名称					
駐車施設の所在地					

整備箇所	整備項目				※備考		
1 出入口 (1以上)	(1) 120cm以上の幅員			cm			
	(2) 滑りにくい仕上げ（表面）			有 無			
	(3) 通過する際に支障となる段差の有無			有 無			
2 駐車場	(1) 車いす使用者用駐車区画の設置（有の場合には、次のアからウまでの事項について記入して下さい。）			有(無) 台分			
	車いす使用者用駐車区画の構造	ア 駐車場の出入口に近い位置への設置		有 無			
		イ 350cm以上の幅		cm			
		ウ 車いす使用者用である旨の見やすい方法による表示		有 無			
	(2) 駐車場の出入口から車いす使用者用駐車区画に至る駐車場の通路	段の構造	ア 滑りにくい仕上げ（表面）		有 無		
			イ 段の有無（有の場合は、次の(ア)から(オ)までの事項について記入して下さい。）		有 無		
				(ア) 手すりの設置		有 無	
				(イ) 回り段の有無		有 無	
				(ウ) 滑りにくい仕上げ（表面）		有 無	
				(エ) 色等による段の識別のしやすさ（段の踏面）		有 無	
				(オ) つまづきにくい構造		有 無	
			ウ 120cm以上の幅員		cm		
		エ 高低差の有無		有 無			
		オ 傾斜路または車いす使用者用特殊構造昇降機の設置（傾斜路を設ける場合には、次の(ア)から(カ)までの事項について記入して下さい。）		有 無			
		傾斜路の構造	(ア) 120cm以上（段を併設する場合には、90cm以上）の幅員		cm		
			(イ) 1/12以内(高低差が16cm以下の場合には、1/8以内)のこう配		/		
			(ウ) 滑りにくい仕上げ（表面）		有 無		
			(エ) 踏幅150cm以上の水平部分の設置（高低差75cm以内ごと）		有 無		
			(オ) 手すりの設置（傾斜部分）		有 無		
			(カ) 色等による傾斜の識別しやすさ（傾斜部分）		有 無		
カ つえ、車いすの車輪等が落ち込まないふたの設置（駐車場の通路を横断する排水溝）		有 無					

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

様式第4号（その1）（第6条関係）

特定施設新築等届出書（建築物）

年 月 日

福井県知事 様
市 町 長 様

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

特定施設の新築等をするので、福井県福祉のまちづくり条例第18条第1項の規定により、次のとおりその内容を届け出ます。

特 定 施 設 の 名 称						
特 定 施 設 の 所 在 地						
新 築 等 の 区 分		新 築 増 築 大規模の修繕		改 築 用途の変更 大規模の模様替え		
規 模	敷地面積	平方メートル	建築面積	平方メートル	延べ床面積	平方メートル
構 造	造		地上	階	地下	階
用 途						
用 途 の 内 訳		新築等の部分		新築等以外(既存)の部分		合 計
	()	平方メートル		平方メートル		平方メートル
	()	平方メートル		平方メートル		平方メートル
	()	平方メートル		平方メートル		平方メートル
	()	平方メートル		平方メートル		平方メートル
特 定 施 設 の 設 備		別紙図書のとおり				
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日				
工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日				
連 絡 先	担当者氏名					
	電 話 番 号					
* 備考						

注 1 *印のある欄には、記入しないでください。

様式第4号（その2）（第6条関係）

特定施設新築等届出書（建築物以外）

年 月 日

福井県知事 様

屈出者

住所

氏名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

特定施設の新築等をするので、福井県福祉のまちづくり条例第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり内容を届け出ます。

特 定 施 設 の 名 称					
特 定 施 設 の 所 在 地					
新 築 等 の 区 分			新 築 増 築 改 築		
種 類					
規 模			新築等の部分	新築等以外 (既存)の部分	合 計
	公 園 等	施 設 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	駐 車 施 設	駐 車 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
特 定 施 設 の 設 備			別紙図書のとおり		
工 事 着 手 予 定 年 月 日			年 月 日		
工 事 完 了 予 定 年 月 日			年 月 日		
連 絡 先		担当者氏名			
		電 話 番 号			
* 備 考					

- 注 1 *印のある欄には、記入しないでください。
2 「規模」欄には、該当する施設について記入してください。

特定施設新築等変更届出書

年 月 日

福井県知事 様
市 町 長 様

届出者
住所
氏名
（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

特定施設の新築等について届け出た事項を変更したいので、福井県福祉のまちづくり条例第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 施 設 の 名 称			
特 定 施 設 の 所 在 地			
新 築 等 の 届 出 年 月 日		年 月 日	
変 更 事 項			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後
連 絡 先	担当者氏名		
	電 話 番 号		

特定施設工事完了届出書（建築物）

年 月 日

福井県知事 様
市 町 長 様

届出者
住所
氏名

（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

特定施設の新築等の工事が完了しましたので、福井県福祉のまちづくり条例第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 施 設 の 名 称							
特 定 施 設 の 所 在 地							
新 築 等 の 区 分				新 築 増 築 改 築 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替え			
用 途							
規模	敷地面積	平方メートル	建築面積	平方メートル	延べ床面積	平方メートル	
構造	造 地上 階			地下 階			
新 築 等 の 届 出 年 月 日				年 月 日			
工 事 完 了 年 月 日				年 月 日			
連 絡 先		担当者氏名					
		電 話 番 号					
* 備 考							

注 1 ※印のある欄には、記入しないでください。

特定施設工事完了届出書（建築物以外）

年 月 日

福井県知事 様

届出者
住所
氏名
（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

特定施設の新築等の工事が完了したので、福井県福祉のまちづくり条例第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 施 設 の 名 称					
特 定 施 設 の 所 在 地					
新 築 等 の 区 分		新 築 増 築 改 築			
種 類	公 園 等	都市公園	港湾緑地	動物園	植物園
	駐 車 施 設	路外駐車場			
新 築 等 の 届 出 年 月 日					
工 事 完 了 年 月 日					
連 絡 先	担当者氏名				
	電 話 番 号				
* 備 考					

注 1 *印のある欄には、記入しないでください。
2 「種類」欄は、該当する施設について記入してください。

既存特定施設適合状況報告書（建築物）

年 月 日

福井県知事 様
市 町 長 様

報告者
住所
氏名
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

既存特定施設の整備基準への適合状況について、福井県福祉のまちづくり条例第24条第2項の規定により、次のとおり報告します。

既存特定施設の名称							
既存特定施設の所在地							
用 途							
規 模	敷地面積	平方メートル	建築面積	平方メートル	延べ床面積	平方メートル	
構 造	造 地 上			階 地 下		階	
用 途							
用途の内訳	()			平方メートル			
	()			平方メートル			
	()			平方メートル			
	()			平方メートル			
	()			平方メートル			
連 絡 先		担当者氏名					
		電話番号					
*備考							

注 1 *印のある欄には、記入しないでください。

既存特定施設適合状況報告書（建築物以外）

年 月 日

福井県知事 様

報告者
住所
氏名

（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

既存特定施設の整備基準への適合状況について、福井県福祉のまちづくり条例第24条第2項の規定により、次のとおり報告します。

既存特定施設の名称			
既存特定施設の所在地			
規模	公園	施設面積	平方メートル
	路外駐車場	用途面積	平方メートル
連絡先	担当者氏名		
	電話番号		
*備考			

注 1 *印のある欄には、記入しないでください。
2 「規模」欄は、該当する施設について記入してください。

手続き等について

1 特定施設新築等の届出(条例第18条、規則第6条)

特定施設の新築等（新築、新設、増築、改築、大規模修繕、大規模模様替えまたは用途の変更）をしようとするときは、あらかじめ届け出なければなりません。

この届出は、規則により、「当該特定施設の新築等の工事に着手する日の30日前まで」に行うことになっています。

また、届出内容を変更しようとする場合にも、新たに変更の内容の届出が必要です。

2 指導・助言(条例第19条)

届出内容が整備基準に適合していない場合には、指導・助言を行います。

3 工事完了の届出(条例第20条、規則第10条)

1の工事が完了したときは、工事完了届を速やかに提出しなければなりません

4 適合証の請求・交付(条例第16条、21条)

事業者は、公益的施設が整備基準に適合しているときは、適合証の交付を請求することができます。（公益的施設ですので、特定施設とならない小規模施設や既存施設についても請求することができます。）

ただし、3の工事完了届を提出する場合には、完了検査の結果、整備基準に適合していれば、適合証を交付しますので、新たに請求をする必要はありません。

届出、指導、助言、適合証請求窓口一覧

区 分	施設の所在する市町	届 出 窓 口 (新築等届出・工事完了届出)	指導・助言窓口 適合証請求窓口
建築物	福井市	福井市役所 福祉部 障がい福祉課	
	永平寺町	福井土木事務所	福井健康福祉センター
	大野市、勝山市	奥越土木事務所	奥越健康福祉センター
	あわら市、坂井市	三国土木事務所	坂井健康福祉センター
	越前市、池田町、南越前町	丹南土木事務所	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部福祉課
	鯖江市、越前町	丹南土木事務所鯖江丹生土木部	丹南健康福祉センター福祉課
	敦賀市、美浜町、若狭町 (旧三方町分)	敦賀土木事務所	二州健康福祉センター
	小浜市、高浜町、おおい町 若狭町 (旧上中町分)	小浜土木事務所	若狭健康福祉センター
道 路	全市町	福井県健康福祉部 障がい福祉課	
公園等			
建築物以外の施設			